

政策資料

POLICY AND LEGISLATION

9

1996 NO.360

■卷頭言

美しい地球を子どもたちに 山元 勉

■特 集

公的介護保険法案要綱案全文掲載

■政策の焦点

地球温暖化問題と炭素税について

永田雄之

国會報告

第133

134

135

136国会

[1996年版]

村山内閣から

橋本内閣へ。

その実績と

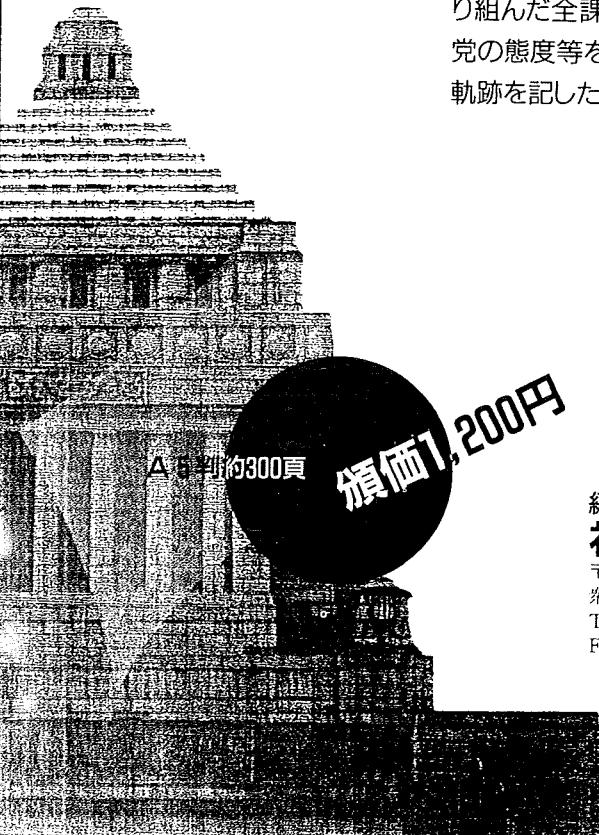
課題(全記録)

「政策資料」

号外

議員、政策担当者
党員、研究者 必携!

三党連立政権は村山内閣から橋本内閣へと移行し、社会党は社会民主党へと再生。この間、住専・金融行政改革から安保・沖縄米軍基地、行政改革、地方分権、介護保険、薬害エイズ、持株会社解禁問題といった多くの諸課題に対し、連立政権と社民党(社会党)はどう取り組んできたか。本書は、昨年の参院選以降の三党連立政権と社民党(社会党)の歩みと実績をまとめ、その取り組んだ全課題、全法案の内容と審議経過、各党の態度等を網羅している。連立時代の政治の軌跡を記した永久保存版。



受付け中

編集・発行 (問合せ)

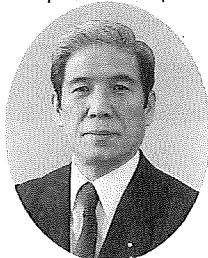
社会民主党政策審議会

〒100 東京都千代田区永田町2-2-1

衆議院第1議員会館

TEL 03-3581-5111 内線3880~4

FAX 03-3580-8068



美しい地球を子どもたちに

山 元 勉
政策審議会副会長

ガガーリンが人類で初めて宇宙から地球を目にして以来、日本人でも三名がこの体験をしている。その誰もが美しい地球の姿に魅了されたという。

人類は道具を手にしてから生活空間を広げ、今や地球を飛び出すまでになったが、その営みは自然破壊の歴史であるとも言える。人間が産業・経済の発展を追求すればするほど、動植物は生きる場所をなくし絶滅に瀕する。そして、人間も自らの健康や生命を脅かされていく。人間の生活が地球の危機に直結しているのである。

オゾン層破壊、温暖化、酸性雨、熱帯林消滅などの地球規模の問題を発生させ、これらは複雑に絡み合って解決は至難の業だ。なおも経済成長を志向する人間に環境の汚染防止や省資源化は本当にできるのだろうか。地球と人間の関係を根本的に問い合わせ直す必要がある。

平成八年度版環境白書は、地球と人間の関係つまり環境と人間活動の関係について共通の認識と理解を持ち、公平な役割分担と責任の下に連帯、協力して環境保全の取組を進めていくパートナーシップの重要性に焦点を当てて考察している。国民一人ひとりが自分自身の日々の生活と環境との関わりに気付くことがパートナーシップの出発点となる。環境の成立と仕組み、その中にある人間社会の構造について、世界各国、すべての人々が「理解の共有」をすることがパートナーシップの要となるという。資源の浪費、環境の破壊を続けると次の世代へ大きなツケを回すことになる

ということに今すべての人間が気付かなければならぬのである。破壊された地球を託された子どもたちに未来があるだろうか。美しい地球を守るためにすぐにも具体的な行動を起こしていかねばならない。

私の地元滋賀にもいくつかの行動が見られる。一つは、びわ湖の水質を守ろうという努力だ。びわ湖は、貯水量 275億トンという日本一の、そして近畿1400万人の生命と生活を支える巨大な水瓶だが、汚濁が進んでいる。次代に美しい水をのこすために、生活雑排水の厳しい規制や、堆積するヘドロを浚渫しセメントに再生するなどである。

また、「地球のための宇宙服・オゾン層を守ろう」という行動も精力的だ。ストップ・フロン全国連絡会の初の大会も先般開催されたが、県内の電器商業組合、自動車販売協会などがフロン回収協力店を認定（現在 780 店）し、回収や消費者への啓発活動を進めている。このような自主的な取組を支持するためにも、厳しい罰則も含む「ストップ・フロン法」を早期に成立させることが求められている。CO₂の1300倍もの温室効果があるともいわれる代替フロンの規制も含め、先進国の地球環境を守る責務としても対処を急がなければならない。

有害紫外線を恐れて「元気に太陽の下で遊びなさい」と子どもに言えないような地球や、魚も住めない湖を子孫に残してはならないのである。

（やまもとつとむ・衆議院議員）

政策資料 9

1996年 No.360

卷頭言 美しい地球を子どもたちに 山元 勉 1

特 集

公的介護保険関係

与党合意事項 5

介護保険法案要綱案 6

" 施行法案要綱案 13

医療法の一部を改正する法律案要綱案 16

※付属資料

資料

公営住宅法の改正について	社会民主党政審	20
公益法人の運営等に関する提言	与党行革 P T	23
1997年度予算概算要求基準について	社会民主党	26
" 概算要求基準設定についての基本的な考え方	与 党	27
六者協議会（シーリング）		28
同和問題の早期解決に向けた今後の方策について	与党人権 P T	29
北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する 法律の一部を改正する法律案要綱・提案理由説明		32
《社会主義インター関係》		
委員長演説		34
アジア太平洋地域に関する決議		37
核実験に関する決議		40
ビルマに関する決議		41
マレーシアに関する決議		42
政策の焦点	地球温暖化問題と炭素税について	
	永田雄之	43

公的介護保険関係

公的介護保険制度に関する議論は、95年2月から、老人保健福祉審議会と与党福祉プロジェクトの場において並行して開始された。その過程において、当然のことながらさまざまな案が各界から持ち寄られた。

その主要な論点は、(i)被保険者の範囲は20歳以上か、40歳以上か、65歳以上か、(ii)運営主体は市町村か、国か、医療保険者か、(iii)保険給付のあり方について現物給付を基本にすることでは意見は一致しているが、現金給付を支給すべきか否か。また、障害者プランに基づく介護サービスとの関連をどうするか、(iv)保険料負担と公費負担を折半負担とすることでは大方の合意は成立しているが、事業主負担を法定すべきか否か、(v)在宅サービスと施設サービスの施行時期を同時期にすべきか否か、等々であった。

老人保健福祉審議会は、難航の末、96年4月によく報告をまとめた。しかし、被保険者の範囲、運営主体、現金給付など制度の骨格部分において考え方を一本化できず、複数の考えを併記するにとどまった。制度案について結論を出せなかった同審議会は、厚生省に対し、制度試案を作成するよう求めた。

これを受け、厚生省と与党福祉プロジェクトチームは、5月14日に、「介護保険制度試案」を作成した。事業主体を市町村、被保険者を40歳以上、現金給付は原則行わない、在宅と施設サービスの実施時期を二段階とする、などを柱にしたものであった。

この「制度試案」に対し、特に、運営主体となる市町村から、財政運営上の不安などが指摘された。これを踏まえ、市町村への財政支援事業を行う「介護保険者連合会」（これは「要綱案」では結局、「国保団体連合会」となったが）を設けることなどの「制度修正試案」が、5月30日に出された。

この間、社民党は、4月8日にまとめた党独自案（「政策資料」96年5月号参照）に基づき、在宅と施設サービスは同時実施すべきである、被保険者は20歳以上とすることが原則であるなどを主張した。

その後、厚生省は、6月10日の老人保健福祉審議会等の答申を受け「老人介護保険法案」を作成した。その「要綱案」は別掲のとおりである。

会期末を控え、与党三党は法案の審査を開始した。社民党は、介護体制が待ったなしの緊急課題であることに鑑み、136国会への法案提出を一貫して主張して、この法案内容を基本的に了承した。しかし、自民党内には、反対論や慎重論が圧倒的に多く、党内が一本化されなかった。こうした状況の中で、与党政策調整会議は、関係各省からのヒアリング、市町村長会への説得活動などを行ったが、時間的制約もあり、結局、

閣議決定と国会提出までに漕ぎ着けることが出来なかった。

6月17日、与党は各党の幹事長・代表幹事、政調・政審会長の六者の署名による別掲のような「与党合意事項」をとりまとめ、残された懸案事項を解決し次期国会に提出することとした。

その後、6月25日に与党介護保険制度の創設に関するワーキングチームが設けられ、地方公聴会を開催するなど秋に向けての環境整備が開始されたところである。

1996・6・17

与 党 合 意 事 項

- | | |
|--|--|
| 1 介護保険制度の創設に向け、政府・与党
一致して積極的に取り組んでいく。 | 与党政策調整会議座長 |
| 2 同制度の創設に当たっては、関係者の意
見を踏まえつつ、要綱案（別紙一）を基本
として、懸案事項（別紙二）についての解
決を図りながら、必要な法案作成作業を行
い、次期国会に法案を提出する。 | 自由民主党 山 崎 拓
社会民主党 伊 藤 茂
新党さきがけ 渡 海 紀三朗 |

平成8年6月17日

与党責任者会議座長

自由民主党 加 藤 紘 一

社会民主党 佐 藤 觀 樹

新党さきがけ 鳩 山 由紀夫



介護保険法案要綱案

第一 総則

一 目的等

- 1 加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により介護を要する者等がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行い、国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とすること。
- 2 保険給付は、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態の予防に資するよう行なわれるとともに、医療との連携に十分配慮して行われなければならないこと。
- 3 保険給付は、被保険者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者又は施設から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならないこと。
- 4 保険給付の内容及び水準は、被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮されなければならないこと。

二 保険者

市町村及び特別区は、介護保険を行う

ものとすること。

三 国民の努力及び義務

- 1 国民は常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとすること。
- 2 国民は、共同連帯の理念に基づき、介護保険事業に要する費用を公平に負担するものとすること。

四 国及び都道府県の責務並びに医療保険者の協力

国及び都道府県は、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう必要な措置を講じなければならないこと。医療保険者は、介護保険事業が健全かつ円滑に実施されるよう協力しなければならないこと。

五 用語の定義

1 要介護状態

「要介護状態」とは、身体上又は精神上の障害があるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部又は一部について、厚生省令で定める期間にわたり継続して、

常時介護を要すると見込まれる状態であって、その介護の必要の程度に応じて厚生省令で定める要介護状態の区分のいずれかに該当するものをいうこと。

- 2 要介護状態となるおそれがある状態
「要介護状態となるおそれがある状態」とは、身体上又は精神上の障害があるために、厚生省令で定める期間にわたり継続して、日常生活を営むのに支障があると見込まれる状態であって、要介護状態以外の状態をいうこと。

3 要介護者

「要介護者」とは、次のいずれかに該当する者をいうこと。

- (1) 要介護状態にある65歳以上の者
(2) 要介護状態にある40歳以上65歳未満の者であって、その要介護状態の原因である身体上又は精神上の障害が加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病であって政令で定めるもの（以下「特定疾病」という。）によって生じたものであるもの

4 要支援者

「要支援者」とは、次のいずれかに該当する者をいうこと。

- (1) 要介護状態となるおそれがある状態にある65歳以上の者
(2) 要介護状態となるおそれがある状態にある40歳以上65歳未満の者であって、その要介護状態となるおそれがある状態の原因である身体上又は精神上の障害が特定疾病によって生じたものであるもの

5 居宅サービス等

「居宅サービス」とは、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、痴呆対応型共同生活介護、特定施設入

所者生活介護及び福祉用具貸与をいい、「居宅サービス計画」とは、要介護者等が居宅サービスの適切な利用ができるよう、その依頼を受けて、利用するサービスの種類、内容、担当者等について居宅介護支援事業者が作成する計画をいうこと。

6 介護施設サービス

「介護施設サービス」とは、生活介護施設サービス、保健介護施設サービス及び療養介護施設サービスをいい、「介護施設サービス計画」とは、介護施設に入所している要介護者について、当該介護施設が提供するサービスの内容、担当者等を定めた計画をいうこと。

7 生活介護施設

特別養護老人ホームであって、当該特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、介護施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行うことを目的とする施設をいうこと。

8 保健介護施設

要介護者に対し、介護施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設として都道府県知事の許可を受けたものをいうこと。

9 療養介護施設

医療法に規定する療養型病床群（その全部又は一部が専ら要介護者を入院させるものに限る。）又は都道府県知事の許可を受けた病院その他のこれに準ずる病院であって政令で定めるものの病床のうち痴呆の状態にある要介護者の心身の特性に応じた適切な看護が行われるものとして政令で定めるもの（以下「療養型病床群等」という。）

を有する病院であって、当該療養型病床群等に入院する要介護者に対し、介護施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行うことを目的とする施設をいうこと。

六 審議会に関する規定

第二 被保険者

一 被保険者

- 1 市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者（第一号被保険者）
- 2 市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者（第二号被保険者）

二 介護施設に入所中の被保険者の特例

介護施設に入所することにより当該介護施設が所在する市町村の区域内に住所を有するに至った被保険者であって、当該介護施設に入所した際他の市町村の区域内に住所を有していたと認められるものは、当該他の市町村が行う介護保険の被保険者とする等、特例を定めること。

第三 介護認定審査会

一 介護認定審査会

被保険者が要介護状態に該当することの審査及び判定等（審査判定業務）を行わせるため、市町村に介護認定審査会を置くこと。

二 委員

介護認定審査会の委員は、要介護者等の保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者のうちから、市町村長が任命すること。

第四 保険給付

一 通 則

- 1 この法律による保険給付は、次に掲げる保険給付とすること。
 - (1) 被保険者の要介護状態に関する保険給付（介護給付）
 - (2) 被保険者の要介護状態となるおそれがある状態に関する保険給付（予防給付）
 - (3) その他、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態の予防に資する保険給付として条例で定めるもの（市町村特別給付）

2 市町村の認定

- (1) 介護給付を受けようとする被保険者は、要介護者に該当することについて、市町村の認定（要介護認定）を受けなければならないこと。
- (2) 予防給付を受けようとする被保険者は、要支援者に該当することについて、市町村の認定（要支援認定）を受けなければならないこと。

二 介護給付

1 居宅介護サービス費の支給

- (1) 市町村は、要介護認定を受けた被保険者（要介護被保険者）のうち居宅において介護を受けるものが、自己の選定する指定居宅サービス事業者が提供する居宅サービス（指定居宅サービス）を受けたときは、居宅介護サービス費を支給すること。

2 居宅介護サービス費の額

- ア 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション及び福祉用具貸与居宅サービスの種類ごとに、内容、地域等を勘案して算定される平均的な費用の額を勘案して厚生大臣

が定める基準により算定した費用の額の 100分の90に相当する額

イ 短期入所生活介護、短期入所療養介護、痴呆対応型共同生活介護及び特定施設入所者生活介護居宅サービスの種類ごとに、要介護状態区分、地域等を勘案して算定される平均的な費用の額を勘案して厚生大臣が定める基準により算定した費用の額の 100分の90に相当する額

2 特例居宅介護サービス費の支給

市町村は、要介護被保険者が、要介護認定の効力が生じた日前に緊急その他やむを得ない理由により指定居宅サービスを受けた場合、基準該当居宅サービスを受けた場合及び離島その他の地域で指定居宅サービス及び基準該当居宅サービス以外の居宅サービス又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるときは、特例居宅介護サービス費を支給すること。

3 居宅介護サービス費等に係る支給限度額

1月（3月）当たりの居宅介護サービス費の額の総額及び特例居宅サービス費の額の総額の合計額は、厚生大臣の定める居宅介護サービス費区分支給限度基準額の 100分の90に相当する額を超えることができないこと。

4 居宅介護福祉用具購入費及び居宅介護住宅改修費の支給

(1) 市町村は、要介護被保険者が入浴又は排せつ等の用に供する福祉用具を購入したときは、居宅介護福祉用具購入費を支給すること。

(2) 市町村は、要介護被保険者が手取りの取付け等の住宅改修を行ったときは、居宅介護住宅改修費を支給す

ること。

5 居宅介護サービス計画費の支給

市町村は、要介護被保険者が、指定居宅介護支援事業者から居宅サービス計画の作成等の居宅介護支援を受けたときは、居宅介護サービス計画費を支給すること。

6 施設介護サービス費の支給

(1) 市町村は、要介護被保険者が、指定又は許可を受けた介護施設から介護施設サービスを受けたときは、当該指定介護施設サービス等に要した費用（日常生活に要する費用として厚生省令で定める費用を除く。）について、施設介護サービス費を支給すること。

(2) 施設介護サービス費の額は、介護施設サービスの種類ごとに要介護状態の区分、地域等を勘案して算定される平均的な費用（日常生活費を除く。）の額を勘案して厚生大臣が定める基準により算定した額の 100分の90に相当する額と施設における食事提供費から食費の標準負担額（低所得者に対する必要な配慮を行う。）を控除した額の合計額とすること。

7 特例施設介護サービス費の支給

要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により指定介護施設サービス等を受けた場合において、必要があると認めるときは、要介護被保険者に対し、特例施設介護サービス費を支給すること。

8 高額介護サービス費の支給

要介護保険者が受けた居宅サービス又は指定介護施設サービス等に要した費用の合計額から、当該費用につき支給された居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、施設介護サービス費及び特例施設介護サービス費の合計

額を控除して得た額が、著しく高額であるときは、当該要介護被保険者に対し、高額介護サービス費を支給すること。

三 予防給付

予防給付は、居宅支援サービス費の支給、特例居宅支援サービス費の支給、居宅支援福祉用具購入費の支給、居宅支援住宅改修費の支給、居宅支援サービス計画費の支給、特例居宅支援サービス計画費の支給及び高額居宅支援サービス費の支給とし、それぞれ介護給付と同様に所要の事項を定めること。

四 保険給付の制限等

保険給付の制限、保険料滞納者に係る支払方法の変更、保険給付の支払の一時差止、医療保険各法の規定による保険料等に未納がある者に対する保険給付の一時差止等に関し、所要の規定を設けること。

第五 事業者及び施設

一 指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者

1 指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者の指定は、居宅サービス事業又は居宅介護支援事業を行う者の申請により、居宅サービス事業又は居宅介護支援事業を行う事業所ごとに都道府県知事が行うこと。
2 指定居宅サービスの事業及び指定居宅支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準は、厚生大臣が定めること。

二 介護施設

1 生活介護施設の指定は、老人福祉法に規定する特別養護老人ホームであって、その開設者の申請があったものに

ついて、都道府県知事が行うこと。

- 2 保健介護施設を開設しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならないこと。
- 3 療養介護施設の指定は、療養型病床群等を有する病院であって、その開設者の申請があったものについて、都道府県知事が行うこと。
- 4 介護施設の人員、設備及び運営に関する基準は厚生大臣が定めること。

第六 介護保険事業計画

一 厚生大臣は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本指針を定めるものとすること。

二 市町村は、基本指針に即して、当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるものとすること。

三 都道府県は、基本指針に即して、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施の支援に関する計画を定めるものとすること。

第七 費用等

一 費用の負担

- 1 国は、市町村に対し、介護給付及び予防給付に要する費用の額の 100分の 20に相当する額を負担すること。
- 2 国は、介護保険の財政を調整するため、市町村に対して、介護給付及び予防給付に要する費用の額の見込額の総額の 100分の 5に相当する額の調整交付金を交付すること。
- 3 都道府県は、市町村に対し介護給付及び予防給付に要する費用の額の 100 分の 12.5に相当する額を負担すること。
- 4 市町村は、その一般会計において、

介護給付及び予防給付に要する費用の100分の12.5に相当する額を負担すること。

5 市町村の介護給付及び予防給付に要する費用の額に3年ごとに定める第二号被保険者負担率（すべての市町村に係る被保険者の見込数の総数に対するすべての市町村に係る第二号被保険者の見込数の総数の割合に2分の1を乗じて得た率を基準として設定するものとし、3年ごとに、当該割合の推移を勘案して政令で定めるものをいう。）を乗じて得た医療保険納付対象額については、社会保険診療報酬支払基金（以下「基金」という。）が市町村に対して交付する介護給付費交付金をもって充てること。

6 国及び都道府県は、介護保険事業に要する費用の一部を補助することができる。

7 保険料

- (1) 市町村は、介護保険事業に要する費用に充てるため、第一号被保険者から政令で定める基準に従い市町村が条例で定めるところにより算定された保険料率に基づき、保険料を徴収しなければならないこと。
- (2) 1の保険料率は、概ね3年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならないこと。

8 保険料の徴収方法

- (1) 保険料の徴収については、年金保険者による特別徴収の方法による場合を除くほか、市町村が第一号被保険者等から保険料を徴収する普通徴収の方法によらなければならないこと。
- (2) 第一号被保険者が属する世帯の世帯主及び第一号被保険者の配偶者は、保険料の連帯納付義務を負うこと。

二 医療保険者の納付金

- 1 基金は、年度ごとに、医療保険者から、介護給付費納付金（以下「納付金」という。）を徴収すること。
- 2 医療保険者は、納付金の納付に充てるため医療保険各法の規定により保険料又は掛金を徴収し、納付金を納付する義務を負うこと。
- 3 各医療保険者から徴収する納付金の額は、当該年度におけるすべての市町村の医療保険納付対象額の見込額の総額をすべての医療保険者に係る第二号被保険者の見込数の総数で除して得た額に、当該医療保険者に係る第二号被保険者の見込数を乗じて得た額を前々年度分の当該確定額で調整した額とすること。

第八 社会保険診療報酬支払基金の介護保険関係業務

基金は、医療保険者から納付金を徴収し、市町村に対し介護給付費交付金を交付すること。

第九 保健福祉事業

市町村は、要介護被保険者を現に介護する者等の支援事業、被保険者が要介護状態となることを予防するための事業等を行うことができること。

第十 国民健康保険団体連合会の介護保険関係業務

- 一 国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）は、介護保険事業を行う市町村が共同して目的を達成するため、次に掲げる業務を行うこと。
 - 1 市町村から委託を受けて行う要介護認定等に関する審査判定業務
 - 2 市町村から委託を受けて行う居宅介護サービス費等の請求に関する審査及

び支払

- 3 一又は共同した二以上の市町村の求めに応じて行う保険料率の算定に関する基準の提示
- 4 指定居宅サービス事業者、介護施設等に対する必要な指導及び助言等

二 連合会は、介護保険の財政の安定化に資するため、市町村からの拠出金等を財源として、市町村に対する必要な交付金の交付その他の援助を行うものとすること。

第十一 介護認定審査委員会

市町村から委託を受けて審査判定業務を行うため、連合会に、介護認定審査委員会を置くこと。

第十二 介護給付費審査委員会

市町村から委託を受けて介護給付費請求書の審査を行うため、連合会に、介護給付費審査委員会を置くこと。

第十三 審査請求

- 一 保険給付に関する処分（要介護認定等に関する処分を含む。）又は保険料、徴収金（納付金を除く。）に関する処分に不服がある者は、各都道府県に置かれた介護保険審査会に審査請求をすることができる。
- 二 介護保険審査会は、被保険者を代表する委員、市町村を代表する委員及び公益を代表する委員で組織すること。

第十四 施行期日

この法律は、公布の日から3年を超える6年を超えない範囲内で政令で定める日から施行すること。ただし、次に掲げる事項は、それぞれの定める日から施行すること。

- 一 第一の六 公布の日から3月を超えない範囲内で政令で定める日
- 二 第八 平成11年1月1日
- 三 第一（五の6から9までを除く。）、第二の一、第三、第四（二の6及び7を除く。）、第五の一並びに第六から第十四まで 平成11年4月1日

第十五 検討

一 介護保険制度については、この法律の施行後における介護を要する者等に係る保健医療サービス及び福祉サービスを提供する体制の状況、保険給付に要する費用の状況、国民負担の推移、社会経済の情勢等を勘案し、並びに障害者の福祉に係る施策、医療保険制度等との整合性及び市町村が行う介護保険事業の円滑な実施に配慮し、被保険者及び保険給付を受けられる者の範囲、保険給付の内容及び水準並びに保険料及び納付金（その納付に充てるため医療保険各法の規定により徴収する保険料又は掛金を含む。）の負担の在り方を含め、その全般について検討が加えられ、その結果に基づき、必要な見直し等の措置が講ぜられるべきものとすること。

二 政府は、この法律の施行後、保険給付に要する費用の動向、保険料負担の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、居宅サービス、介護施設サービス等に要する費用に占める介護給付等の割合について、検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとすること。



介護保険法施行法案要綱案

第一 経過措置に関する事項

一 居宅介護サービス費等支給限度基準額等に関する経過措置

1 居宅介護サービス費等支給限度基準額等に関する経過措置

(1) 市町村及び特別区（以下単に「市町村」という。）は当該市町村が行う介護保険の保険給付に係る居宅サービス等の必要量の見込み、当該居宅サービス等を提供する体制の確保の状況等を考慮して特に必要と認める場合においては、政令で定める日までの間は、介護保険法に規定する法定居宅給付支給限度基準額に代えて、それぞれの額を下回る額を、当該市町村における経過的居宅給付支給限度基準額とすることができること。

(2) (1)の政令で定める日を指定するに当たっては、介護保険法の居宅給付に係る規定の施行の日（以下「居宅給付施行日」という。）から起算して5年を経過した日以後の日で、経過的居宅給付支給限度基準額を定める市町村の市町村介護保険事業計画及びその特定市町村を区域内に含む都道府県が定める都道府県介護保険事業支援計画の達成状況等を考慮して、法定居宅給付支給限度基準額に基づく介護給付等を円滑に行うことができると認められる日を選定すること。

2 市町村、都道府県及び国の措置

- (1) 1の(1)の市町村は、市町村介護保険事業計画に定められた介護給付等対象サービスを提供する体制の確保に必要な措置を講じるよう努めるものとすること。
- (2) 都道府県は、1の(1)の市町村に対して都道府県介護保険事業支援計画に基づきその支援に必要な施策を実施するよう努めるものとすること。
- (3) 国は、市町村及び都道府県に対して、(1)及び(2)に規定する措置等に関し必要な助言、指導その他の措置を講じるよう努めるものとすること。

二 指定居宅サービス事業者等に関する経過措置

介護保険法の居宅給付に係る規定（以下「居宅給付規定」という。）の施行の際現に改正前の老人保健法に規定する指定老人訪問看護事業者であるものについて、介護保険法の居宅サービス事業に係る指定があったものとみなす等所要の経過措置を設けること。

三 介護施設に関する経過措置

1 生活介護施設及び保健介護施設に関する経過措置

介護保険法の施行の際現に存する特別養護老人ホーム、老人保健施設について、介護保険法の生活介護施設の指定、保健介護施設の許可があったもの

とみなすこと。

2 療養介護施設に関する経過措置

療養介護施設については、介護保険法の施行日から起算して3年を超えない範囲において政令で定める日までの間においては、要介護者の心身の特性に応じた適切な看護が行われるものとして政令で定める病院をも対象とすること。

四 適用除外に関する経過措置

当分の間、身体障害者福祉法の規定により身体障害者療護施設に入所しているものその他特別の理由がある者で厚生省令で定めるものは、介護保険の被保険者としないこと。

五 生活介護施設入所者に関する経過措置

施行日において生活介護施設に入所している改正前の老人福祉法の措置に係る者については、施行日以後引き続き当該生活介護施設に入所している間は、施設介護サービス費を支給すること。

六 施行のために必要な準備

- 1 厚生大臣は、介護保険法に基づく制度に関する重要事項等を定めようとするときは、施行日前において介護保険法に規定する政令で定める審議会に諮問等を行うことができること。
- 2 居宅給付規定の施行の年度における特別徴収について、所要の事前準備規定を設けること。
- 3 1及び2に規定するもののほか、介護保険法及びこの法律を施行するために必要な条例の制定又は改正及び要介護認定の手続等の行為は、施行日前においても、行うことができること。

七 その他

- 1 介護保険法及びこの法律の施行前にした行為等に対する罰則の適用については、なお従前の例によること。
- 2 この法律に規定するもののほか、介護保険法の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定めること。

第二 関係法律の一部改正に関する事項

一 老人福祉法の一部改正

1 事業及び施設に関する事項

- (1) 老人居宅生活支援事業及び特別養護老人ホームに係る規定を整理すること。
- (2) 痴呆対応型老人共同生活援助事業（痴呆性老人向けグループホーム）を老人居宅生活支援事業に位置づけすること。

2 福祉の措置に関する事項

- (1) 市町村は、介護保険の対象となるサービス等の連携、調整を図るなど、地域の実情に応じた支援体制の整備に努めること。
- (2) 要援護老人がやむを得ない事由により介護保険法に規定するサービスを利用することが著しく困難であると認めるときは、市町村は、居宅における介護、特別養護老人ホームへの入所の措置を探ること。

3 老人福祉計画に関する事項

市町村及び都道府県の老人福祉計画に関する規定を介護保険法の内容に沿って整理すること。

4 費用に関する事項

2の(2)の措置に係る者が、介護保険法の規定により当該措置に相当する保険給付を受けることができる者であるときは、市町村は、その限度において費用を支弁することを要しないこと。

二 老人保健法の一部改正

- 1 指定老人訪問看護事業者、老人保健施設及び老人保健施設療養費に関する規定を整理すること。
- 2 介護保険の給付と老人保健法に基づく医療給付の調整に関する規定を置くこと。
- 3 市町村及び都道府県の老人保健計画に関する規定を介護保険法の内容に沿って整理すること。

三 健康保険法の一部改正

- 1 健康保険の保険料額は、次の区分に従い、次に規定する額とすること。
 - (1) 介護保険法の第二号被保険者である被保険者 一般保険料額（被保険者の標準報酬月額に一般保険料率を乗じて得た額）と介護保険料額（被保険者の標準報酬月額に介護保険料率を乗じて得た額）との合算額
 - (2) (1)以外の被保険者 一般保険料額
- 2 政府の管掌する健康保険に係る介護納付金の納付に要する費用について、国庫補助の対象とすること。
- 3 二の2と同様に、介護保険の給付と健康保険の給付の調整に関する規定を置くこと。

四 船員保険法の一部の改正

健康保険法の改正に準じた改正を行うこと。

五 国民健康保険法の一部改正

1 保険料等に関する事項

- (1) 保険料の徴収目的として介護納付金の納付に要する費用を加え、介護納付金の納付に要する費用に充てるための保険料は、介護保険の第二号

被保険者である被保険者について賦課すること。

- (2) 介護納付金の納付に要する費用について、国庫負担等の対象とすること。
 - (3) 保険料を滞納している世帯主等に対する措置を強化すること。
- 2 二の2と同様に、介護保険の給付と国民健康保険の給付の調整に関する規定を置くこと。

六 生活保護法の一部改正

保護の種類として介護扶助を創設し、困窮のため最低限度の生活を維持することができない要介護者及び要支援者に対し、介護扶助を行うこと。

七 その他

一から六までに掲げる事項のほか、関係法律について所要の改正を行うこと。

第三 施行期日

この法律は、介護保険法の施行の日から施行すること。ただし、次に掲げる事項は、それぞれの定める日から施行すること。

- 一 第一の6の3及び七の2 公布の日
- 二 第一の6の1 公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日
- 三 第一の6の2 平成10年10月1日
- 四 第二の7（社会保険診療報酬支払基金の介護保険関係業務に係る規定に限る。）
平成11年1月1日
- 五 第一の一、二、四及び七の1並びに第一（居宅給付に係る規定に限る。）
平成11年4月1日

医療法の一部を改正する 法律案要綱案

第一 改正の趣旨

要介護者の増大に対応し、及び地域に必要な医療を確保するなど国民に良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の整備を図るため、療養型病床群制度の診療所への拡大、地域医療支援病院の創設及び医療計画制度の充実を行うとともに、医療法人の業務範囲の拡大等に関する規定の整備を行うこと。

第二 改正の要点

一 医療提供に当たっての説明に関する事項

医療の扱い手は、医療を提供するに当たり、適切な説明を行い、医療を受ける者の理解を得るよう努めるものとすること。

二 診療所の療養型病床群に関する事項

1 療養型病床群は、病院の病床のみならず、診療所の病床のうち一群のものであって、主として長期にわたり療養を必要とする患者（以下「長期療養患者」という。）を収容するためのものをいうものとすること。

2 診療所に療養型病床群を設けようとする等のときは、都道府県知事の許可を受けるものとすること。

3 診療所の療養型病床群に係る病床について、病院の一般病床と合わせて医療計画の必要病床数を算定し、これにより公的性を有する診療所の療養

型病床群の設置等に関し規制を行うこと。

- 4 療養型病床群に収容された患者については、診療所の管理者は患者の収容時間制限の努力義務を負わないものとすること。
- 5 療養型病床群を設ける診療所は、長期療養患者に適した厚生省令で定める員数の医師、看護婦、看護の補助の業務に従事する者等及び機能訓練室等の施設を有することとすること。
- 6 医療計画達成のための勧告の対象に、診療所の療養型病床群の設置等を加えること。

三 地域医療支援病院等に関する事項等

1 国、都道府県、市町村、五の1の(2)の特別医療法人等が開設する病院であって、地域医療の確保のために必要な支援に関する次に掲げる要件に該当するものは、都道府県知事の承認を得て地域医療支援病院と称することができるものとすること。

- (一) 他の病院又は診療所から紹介された患者に対し医療を提供し、かつ、病院の建物等を当該病院に勤務しない医師等の診療等に利用させるための体制が整備されていること。
- (二) 救急医療を提供する能力を有すること。
- (三) 地域の医療従事者の資質の向上を図るために研修を行わせる能力を有

すること。

四 厚生省令で定める病床数以上の収容施設を有すること。

(五) 6に掲げる施設を有すること。

2 都道府県知事は、地域医療支援病院を承認しようとするときは、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならないこと。

3 地域医療支援病院でないものは、これに地域医療支援病院又はこれに紛らわしい名称を付けてはならないこと。

4 地域医療支援病院の開設者は、業務に関する報告書を都道府県知事に提出しなければならないこと。

5 地域医療支援病院の管理者は、厚生省令の定めるところにより、次に掲げる事項を行わなければならないこと。

(一) 病院の建物等を当該病院に勤務しない医師等の診療等に利用させること。

(二) 救急医療を提供すること。

(三) 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせること。

四 診療等に関する記録を体系的に備え、かつ、当該病院に患者を紹介しようとする医師等の求めに応じ、診療に関する諸記録等のうち患者の秘密を害するおそれがないものを閲覧させること。

(五) 他の病院又は診療所から紹介された患者のために医療を提供すること。

6 地域医療支援病院は、集中治療室、病理等の検査施設、病理解剖室、研究室、図書室、諸記録等を有すること。

7 都道府県知事は、地域医療支援病院が1に掲げる地域医療支援病院の承認要件を欠くに至ったとき、4若しくは5に違反するとき、又は構造設備の修繕命令等に違反したときは、その承認を取り消すことができること。

8 総合病院に関する規定を廃止すること。

四 医療計画に関する事項

1 都道府県が定める医療計画においては、病床の整備を図るべき地域的単位として区分する区域の設定及び必要病床数に関する事項のほか、次に掲げる事項を定めるものとすること。

(一) 地域医療支援病院の整備の目標、療養型病床群に係る病床の整備の目標その他機能を考慮した医療提供施設の整備の目標に関する事項

(二) 医療提供施設の整備、器械又は器具の共同利用等病院、診療所、薬局その他医療に関する施設の相互の機能の分担及び業務の連絡に関する事項

(三) 休日診療、夜間診療等の救急医療の確保に関する事項

(四) へき地の医療の確保が必要な場合にあっては、当該医療の確保に関する事項

(五) 医師及び歯科医師並びに薬剤師、看護婦その他の医療従事者の確保に関する事項

(六) その他医療を提供する体制の確保に関し必要な事項

2 1に掲げる事項は、二次医療圏ごとの医療提供体制が明らかになるように定めるものとすること。

3 1の(一)の療養型病床群に係る病床の整備の目標に関して標準を厚生省令で定めるものとすること。

五 医療法人に関する事項

1 医療法人の業務の範囲を拡大すること。

(一) 医療法人は、老人居宅介護等事業等の第二種社会福祉事業のうち厚生

- 大臣の定めるものを行うことができるものとすること。
- (二) 医療法人のうち、次に掲げる要件に該当するもの（以下「特別医療法人」という。）は、その開設する病院、診療所、又は老人保健施設の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為に定めるところにより、その収益を病院、診療所又は老人保健施設の経営に充てることを目的として、厚生大臣の定める業務を行うことができるものとすること。
- (1) その役員について、その親族が役員の総数の2分の1を超えないことその他公的な運営に関して厚生省令で定める要件に適合することであること。
- (2) 定款又は寄附行為に解散時の残余財産を国、地方公共団体等に帰属させる旨定めていること。
- (三) 都道府県知事は、(二)の業務を行う特別医療法人が定款又は寄附行為に定められた業務以外の業務を行った等の場合は、その業務の停止を命ずることができるものとすること。
- 2 都道府県知事は、医療法人がその開設したすべての病院、診療所又は老人保健施設を休止又は廃止後1年以内に正当な理由がないのに再開しないときは設立の認可を取り消すことができる。
- ## 六 医業等に関する広告に関する事項
- 医業等に関する広告として、療養型病床群の有無及び紹介先の病院又は診療所の名称を追加すること。
- ## 七 その他
- 罰則の規定その他所要の規定の整備を行うこと。
- ## 第三 施行期日等
- ### 一 施行期日
- この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、第二の一、第二の五の1の(一)に関する事項については、公布の日から施行すること。
- ### 二 この法律の施行に際し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行うこと。



(別紙二)

解 決 す べ き 懸 案 事 項

- 1 市町村等の関係者の意見を踏まえ、安定した財政運営と市町村における円滑な事務が遂行できる制度となるよう努める。
- 2 円滑な施行の観点から、在宅・施設両面にわたる介護サービス基盤の一層の整備を計画的に進め、総合的かつ適切なサービス提供が行われるよう、検討を行う。
- 3 民間活力の積極的な活用を図るため、規制緩和を積極的に推進するとともに、民間保険・民間非営利サービスとの適切な連携がとれる柔軟な制度の仕組みを検討する。
- 4 社会保障制度構造改革のビジョンを示すとともにその一環として行なわれる医療制度改革の内容を明らかにする。
- 5 国民に対する周知の徹底を図り、十分な理解を求める。

(参考)

介 護 保 险 制 度 案 の 骨 子

- 1 保険者は市町村とし、国及び都道府県並びに国民の共同により運営する重層的な制度とする。
- 2 被保険者は、制度発足に当たっては40歳以上の者とする。
- 3 保険給付は、要介護者の自立支援を基本に、適切な要介護認定を行った上で、在宅・施設両面にわたる介護サービスを計画的に提供する利用者本位の制度とする。
- 4 公費負担は給付費の2分の1とする。
- 5 利用者負担は保険給付の対象費用の1割とし、施設においては食費は利用者負担とする。
- 6 保険料については、65歳以上の被保険者（第一号被保険者）については、年金保険者による特別徴収を行うほか、市町村が徴収を行う。
- また、40歳以上の被保険者（第二号被保険者）については、医療保険各法の定めるところに従い医療保険者が徴収の上一括して納付し、高齢化率の調整を図りつつ市町村に配分する。
- 7 市町村における事務・財政両面にわたる円滑な保険者運営に資するため、市町村の連合組織において、財政支援事業をはじめとする市町村支援事業を実施する。
- 8 施行に当っては十分な準備期間を置き、新ゴールドプランの達成状況、基盤整備の進展等を見極めつつ施行日を決める。
- 9 介護保険制度全体について、法律施行後の推移及び状況変化を踏まえて検討を加え、必要な見直し等の所要の措置を講じる。
- 10 介護保険制度の創設に合わせ、医療法をはじめとする関係法律の改正を行う。

資料

1996・6・26

公営住宅法の改正について

社会民主党政策審議会

第136通常国会における公営住宅法の一部改正については、これまで地方組織からの問い合わせや各種団体からのアンケート等に回答することで、社会民主党の基本的な考え方を明らかにしてきました。次の資料は、これらをとりまとめたものです。

この度の通常国会では、公営住宅法を抜本的に改正しましたが、これは、従来からの原価主義を乗り越え、公的な援助を必要とする人に収入に応じた家賃負担で良質な住宅を提供する政策家賃体系を確立しようとするものです。

社会民主党は、旧社会党的時代から、公営、公団といった供給主体の如何にかかわらず、公的な援助を必要とする人には家賃補助を行う「公共賃貸住宅」の実現を訴えてきました。公営住宅制度における「一種、二種の種別の撤廃」と「応能家賃制度の採用」は、1964年の「当面の住宅宅地対策」の提案から32年目、実際に公営住宅法の改正案を提出した1969年から数えても27年目にして、ようやく実現したものでした。

1 一種、二種の種別の撤廃について

従来の公営住宅の家賃は原価主義を取っているため、より収入の低い世帯を対象にしていた「二種」は、「一種」に比べて狭い住宅が「規格」になっています。収入の如何を問わず家族の人数が多ければより広い住宅が必要になるのは当然ですから、これは家賃の抑制に名を借りた不平等な制度

です。このため、社会民主党は、旧社会党的時代から、一種、二種の種別の撤廃に取組んできました。

一種、二種の種別を撤廃するのは、「国の費用負担率を切り下げる」ためではなく、世帯の構成に応じて必要な広さの良質な住宅を、世帯の収入に応じた適正な住居費負担で賃貸するためです。

「国の費用負担率」については、「二種」の建設費補助が「一種」なみとなる点では確かに「切り下げ」ですが、同時に従来は地方自治体が負担していた家賃の減額部分に対する国の補助制度が創設されているため、全体として相当の負担を維持しています。家賃の減額部分に対する国の負担は、事実上、用地費についても補助しているようなもので、全体として見れば、決して国の負担を軽減するものではありません。

2 応能家賃制度の採用について

「応能家賃制度の採用」は、「応益部分の家賃算定によって、公営住宅の家賃を民間なみの(市場)家賃を基準に引き上げる」ためではなく、住宅の立地条件や規模、老朽化の程度などの「住宅の質」と「入居者

の収入」に応じて、適正な家賃負担額を定めるものです。

社会政策の観点から住居費負担を決定する仕組みをつくることで、単なる原価主義を乗り越え、現行制度よりも公的な援助が必要な低所得者等の居住の安定を図ることができます。

例えば、先の阪神・淡路大震災の調査でも、現行の耐震基準に適合している住宅には被害が生じていないようですが、昔に建設されたものは、早急に補強や建て替えが必要となります。原価を考えれば建て替えに伴う家賃の上昇を防ぐことはできませんから、従来の「家賃減免の制度」を拡充することが必要となります、「応能家賃制度の採用」によって、こうした場合にも住居費負担を適正な範囲内に抑制することができます。

3 家賃の決定方法について

社会民主党は、旧社会党の時代、「家賃負担を所得の1割以内にする家賃補助制度の実現」を訴えてきました。

この度の法律改正によって、公営住宅の供給を行う地方自治体は、家賃算定の基礎となる「近傍同種の住宅の家賃」と「入居者負担基準額」を定めたうえで、毎年度、入居者から収入の申告を求めて、家賃の額を決定することになります。これらの家賃に関する事項は条例で定められ、「近傍同種の住宅の家賃」と「入居者負担基準額」についても、毎年度、見直されることになります。従って、入居者がどのくらいの家賃を負担し、公費負担をどのくらいにするかという問題は、「所得の1割以内」が妥当かどうかの判断も含めて、最終的には地方自治体の議会が責任を持って判断することになります。

「入居収入基準」以下の住宅困窮者のニーズを全て満たすような公営住宅の大量供

給が現実には困難であることを考えれば、公営住宅の入居者の家賃負担だけを「極端に」引き下げるとは、入居できなかった他の人々から見れば不公平になりかねませんから、地方自治体の政策判断は非常に重大ですが、地方の権限が拡大したこと、自治体独自の判断で家賃負担を一層軽減していくことが容易になりました。

4 入居収入基準と明け渡し収入基準について

地方自治体が建設する公営住宅は低所得者向け、公社・公団の賃貸住宅は中堅勤労者向けというのが、これまでの住宅政策の考え方ですが、現実には、公営住宅に住んでいても、入居後に収入が増えて低所得者とは言えない人もいますし、公社・公団の賃貸住宅にも、年金生活者など家賃を払うだけの資力に乏しい、公的な援助が必要な人が大勢住んでいます。

これからの住宅政策は、こうした現実を見据えて、公営・公社・公団のどこの住宅に住んでいても、同じような広さや性能の住宅であれば同じ家賃を基準としたうえで、そのときの所得に応じて、公的な援助が必要な人に対しては家賃補助を行う「公共賃貸住宅制度」の実現を目指すべきです。

しかし、公営住宅の「入居収入基準と明け渡し収入基準の大幅な引上げ」は、趣旨には賛成ですが、現実的な政策だとは考えていません。この度の法律改正でも、地方自治体は、建設大臣の承認を得て、公営住宅を特定優良賃貸住宅として活用できるようになっていますが、「公共賃貸住宅制度」の実現を展望しつつも、当面は、住宅に困窮している人々のニーズを踏まえて、公営住宅や特定優良賃貸住宅の供給増加を図るべきだと考えます。

この度の政府の第7期住宅建設5箇年計画では、公営住宅の計画戸数こそ前回の計

画より減少していますが、中堅勤労者向けの特定優良賃貸住宅の計画戸数との合計では大幅に増加しています。決して「国の責任と役割を低めて、公営住宅の供給を抑制している」わけではありません。公営住宅の大量供給は、主として地方自治体の政策判断によるところが大きいと考えていますが、「受益者が偏っている不公平な制度だ」という理由で公営住宅の供給に反対していた論者にとって、「民間賃貸住宅の家賃とのバランスを考慮する」この度の法律改正は大きな反論になったと考えています。

5 公社・公団住宅の改革に向けて

一昨年、与党として初めて経験した公団住宅の家賃改定に際して、社会民主党は、居住者の生活を守るために、可能な限り値上げ幅の圧縮と特別措置の拡充を図り、併せて公団の経営改善を進めるなど、自民党一党支配の時代ではできなかった改善措置を講じることができたと考えています。しかし、現行制度を抜本的に見直すことなく値上げすることは、苦しい決断でした。

公営住宅・特定優良賃貸住宅制度とも、まだまだ不十分な点が多いことは承知していますが、公社・公団賃貸住宅制度を、「完全民営化」ではなく、「公的住宅サービスの供給主体としての役割の強化」という観点から改革し、建て替え、家賃改定といった問題に対処していく上で、今回の公営住宅法の改正は絶対に必要なものであったと確信しています。

特に、家賃の決定方法、建て替え事業の際の従前居住者の再入居の保障・家賃の負担調整措置などは、公社・公団にとっても今後のモデルとなり得るものです。

また、真にゆとりある住宅を国民に保障することのできる住宅政策の基本的な枠組みをつくるという観点から、「公共賃貸住宅」の実現を図るうえでも、大きな一步と

なるものです。今後は、公社・公団も、家賃補助を行う「公共賃貸住宅」とその他一般の賃貸住宅を、それぞれどの程度どの地域に提供するかといった観点から、その役割について見直しを進めていきます。

6 福祉施策との連携の強化

住宅政策の基本は、いつの時代でも「より優れたゆとりある住宅を広く国民に提供する事」ですが、高齢社会が本格化する今日においては、次第に年を取って身体機能が低下したり介助が必要となった場合でも、できるだけ施設に入所することなく自宅で住み続けることができるような「広さと性能」「介護サービス」を備えた優れた住宅を確保していくことが重要な課題です。

公営住宅についても、今までの住宅に比べて、廊下や階段の幅を広げたり、手すりを付けたり、部屋の出入口の段差を解消したり、介助がしやすいようにトイレや浴室を広くするなど、様々な工夫を標準にして建設しています。

この度の法律改正では、地方自治体は、建設大臣の承認を得て、一定の社会福祉法人に公営住宅を住宅として使用させることができるようにして、介護サービスの提供等についても配慮するなど、福祉施策との連携を一層強化しています。



公益法人の運営等に関する提言

与党行政改革プロジェクトチーム

与党行政改革プロジェクトチームは、民法第34条により設置される公益法人（社団法人、財団法人）の実態を調査した結果、設立認可官庁の主導により設置された法人のなかには、その法人へ天下りしたOBを媒介として、行政指導と一体となって不透明な形で行政の末端を担っているものがあり、行政改革や規制緩和を阻害しているとともに、多額の補助金や委託費など国費が投入されていることが明らかになった。また、一般的の公益法人の中には、非公益部門が過大となり、営利企業を圧迫しているものがあった。民法の規定不備や税制優遇措置の在り方が根本的な原因であるが、各官庁が個別に設立及び指導監督の権限を有するため公益法人行政の統一性や厳格性が失われていることを是正するため、指導監督基準の閣議決定及び閣僚会議による実態把握その他の提言を取りまとめた。7月9日の与党政策調整会議の了承を得、内閣官房長官に申し入れた。

公益法人の問題点

行政改革、規制緩和を進めて行く上で、公益法人問題は避けて通れない。

公益法人は、その数26,312、内法律に基づく指定を受けて何らかの行政の代行的機能を持つものが137ある。（平成6年10月1日現在）

これらの法人は、民法の定めにより法人格をもち、明治29年に制定された民法には、34条に祭祀・宗教・慈善・学術・技芸その他公益に関する社団又は財団で、営利を目的としないものが主務官庁の許可により法人格を持つことが出来るという事が定められているが、どのような内容の団体に法人格を与えるかなどの具体的な定めは無く、又公益の定義もされていない。

法人格の付与が、主務官庁の判断にのみまかされ、一旦設立してしまうと、内部に監事

を置くことは義務ではなく、置いたとしても、その監事には、法人の運営・財産の管理状況に不整がある時に、総会又は主務官庁に報告する事が義務づけられているだけで、必ずしも主務官庁に報告する義務はない。

この公益法人が行政指導と相まって、行政の末端において極めて曖昧な形で存在し、行政改革、規制緩和を困難にしている。

具体的には次の4つの問題に分けられる。

1つは、法律によって行政の代行機能を果たすべく指定された法人が的確に業務を行なわず、又、私法人であるゆえに行政の命令が行き届かず結果として規制緩和が困難になっているケースである。

2つめは、法律により指定されていないにもかかわらず、行政の代行的機能を行政指導により、あるいは自ら行ない、法治主義に反して行政に不透明な手続きをもたらしたり、不明瞭な検査・検定・資格付与などを作り出

し、行政改革、規制緩和に逆行している事である。

このことに関し米国政府より、国会の承認による正式かつ透明な権限の委譲に基づかない規制は、厳に禁止するよう要求がある。

3つめは、株式会社などの営利法人が行ないうる仕事を公益法人が行ない、法人税を免除され、もしくは軽減され、地価税も免除されている事である。

4つめは、民間団体が非営利の法人格を取得する手段が民法34条による以外にないために、極めて多くの業界団体などが公益法人となっていることである。

これらの公益法人の多くが、官僚のOBの理事を擁し、関係する業界などの理事と一体となって運営されている。

中には、現職官僚を雇用している法人もある。

又、これらの公益法人には、平成6年度決算ベースで、補助金 237,792,121千円、委託費 141,188,502千円、合計 388,980,623千円の国費が投入されている。

これらの公益法人がかかえる問題に対処するため、政府において昭和47年以来、公益法人の設立及び指導監督に関する基準を定め指導し、又、平成5年の臨時行政改革推進審議会の最終答申でも「公益法人の中にも特殊法人に類する行政の代行的機能を果たしているものがあり、これらについても今後その役割、事業運営の在り方等について見直しを行なう必要がある」と指摘された。

そこで、公益法人が隠れた行政機関としてその肥大化を隠蔽する手段となったり、規制緩和の障壁となることのないよう、そのあり方をすみやかに是正する必要があるとの見地から以下のとおり指導すべき提言を取りまとめた。

1 公益法人の位置付けについて

① 昭和47年に始まる一連の公益法人の設立

と指導監督に関する政府部内の申し合わせを整備して、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」及び「公益法人に対する検定業務等の委託に関する基準」として閣議決定し、従来ある「公益法人等指導監督連絡会議」に加え「公益法人等の指導監督等に関する閣僚会議」を設ける。

- ② 公益法人の実態について閣僚会議で把握し、年1回「白書」として公表する。

2 公益法人による行政代行的行為について

- ① 公益法人が行なう検査・認定・資格付与等のうち、不特定又は多数の者を対象とするもので、国民の生命・安全・権利義務にかかわらないものについては、特に法律又はこれに基づく政令（当面の間、法律に基づく省令を含む）に定めた場合をのぞき、平成12年度末までに行政の関与を廃止することとし、具体的な基準については「公益法人に対する検定業務等の委託に関する基準」に定める。

法律に基づかないで公益法人が行なう検査・認定・資格等を行政が引用することは行なわないこととする。

- ② 行政が、不特定又は多数の者に対する検査・認定・資格付与等の事務を公益法人に委託する場合、以下の条件を満たすものとする。

(1) 検査・認定・資格付与等の基準が客観的に明確で裁量の余地がないものであること。

(2) 委託すべき公益法人の基準及び委託する基本的内容を法律で定めること。

この場合、委託を受けた公益法人の職員は、公務員に準じた規律に服することを定めること。

(3) 委託する公益法人を、法律又はこれに基づく政令（当面の間、法律に基づく省令を含む）によって指定すること。

(4) 委託を受ける公益法人の理事構成は、

- 検査・認定・資格付与等を受ける業界の関係者と、委託を行なう行政庁のOB等関係者を合わせた数が、総理事数の2分の1を上回らないこと。
- ③ 行政から公益法人が委託を受けて行なう検査・認定・資格登録料等は、行政庁が定めることとする。
- ④ すでに、行政庁からの委託事務を行なっている公益法人については、平成12年度末までに上記要件を満たすよう指導する。

3 公益法人一般について

- ① 非公益部門が、公益部門に比べて過大になっている法人については、公益部門の増大・非公益部門の縮小を指導することとし、具体的基準については「公益法人の設立許可及び指導監督基準」で定める。
- ② 業務内容が営利企業と競合し、または競合しうる状況となっている公益法人については、営利法人への転換を指導することとし、転換不可能な法人については、必要があれば3年以内に設立許可を取り消すことを含め対処する。
- この場合、営利法人等への転換可能な法人については、転換を容易にするよう対応する。
- ③ 過大な内部留保は、公益法人に対する優遇税制との関係からも、このましいものではなく、そのあり方については「公益法人の設立許可及び指導監督基準」で定める。
- ④ 理事構成は同一の親族、特定の企業の関係者、関係する官庁のOB等がそれぞれ理事総数の3分の1を超えないよう、又、同一の業界の関係者は理事総数の2分の1を超えないよう指導することとし、すでに超えていたり法人事業を運営する法人については3年以内に是正するよう指導する。

ただし、すでに設立されている法人で、民法34条による以外に法人格を取得する手段がないため、やむをえず公益法人となっ

た業界団体等で、同一業界の関係者が理事の多数を占めている場合は、現状を当面容認した上、法人に関する抜本的法改革を待って対応することとし、業界関係者又は関連する官庁のOB以外の者を可及的速やかに監事とするよう指導する。

- ⑤ 公益法人は、公開市場を通じる等、ポートフォリオ運用を行なうものであることが明かな場合又は、財団法人の設立時において基本財産として株式等が寄付された場合を除き、営利法人の株式等を所有しないよう指導する。

すでに出資を行なっている法人に対する対応等、具体的な進め方については「公益法人の設立及び指導監督基準」で定める。

なお基本財産として株式が寄付された場合においては、課税回避と誤解されることのないよう、審査は従来どおり厳格に行なわれるものとする。

- ⑥ 役員の報酬や退職金等は、民間の給与水準と比べて過大にならないよう指導する。

- ⑦ 公益法人の業務及び財務等に関する情報は「公益法人の設立許可及び指導監督基準」に基準を定め、自主的に開示するよう指導する。

4 中長期的な検討課題

- ① 民法の見直しを開始し、準則主義による非営利法人の設立・廃止を可能にすることも含め検討する。
- ② 公益法人に対する法人課税・資産課税等、税制のあり方について見直しを開始するとともに、特に法人税については原則課税とし、非課税優遇対象を列挙する制度にすることも含め検討する。



1997年度予算概算要求基準について

社会民主党・財政制度調査会

1 1997年度予算の3つの姿

- ◎ 97年度予算を「財政構造改革元年」の予算として位置付けるとともに、以下の3点の特色を打ち出し、21世紀の日本の国づくりの方向性・ビジョンを示す。
- (1) 福祉・環境等の新社会資本整備に重点を置く予算
 - (2) 軍縮の方向性を明確に示す予算
 - (3) 自治・分権型財政システムへの転換を展望した予算

2 1997年度予算概算要求に関する具体的提言について

(1) 概算要求基準の設定

シーリングについては、様々な弊害が指摘されてはいるものの、総歳出規模圧縮の手法としては効果的であることから、当年度は引き続き実施する。

(2) 例外事項の扱い

シーリングの効果を広げるため、例外事項を圧縮し、ODA・防衛費を例外事項から外す。

(3) 投資的経費の見直し、新社会資本整備の重点的推進による公共投資の配分見直し

① 現下の厳しい財政状況と、回復の動きを見せる景気動向を踏まえ、また公共事業のムダ等が指摘されていることから、投資的経費全体（従来の公共投資重点化枠分を含む）の伸び率について

ては、ゼロ%とする。

② 上記の投資的経費全体のうち、従来の公共投資重点化枠3000億円を上回る一定割合（例えば10%相当分〔約1兆円〕）を控除して別個に振り分け、これまでの重点化枠に代えて、従来の省庁別シェアにとらわれない、新しい社会資本整備（福祉、自然環境保全、生活環境、情報インフラ等）の重点的推進に充当する。また、このことを通じ、公共投資のあり方と配分の見直しに着手し、社会経済状況の変化に応じた公事事業のリストラクチャリングを進め第一歩とする。

③ なお、シェアの見直しを推進するため、公事事業官庁の要求を圧縮とともに、社会経済情勢や国民ニーズを踏まえ、公共・非公共の区分の見直しについて検討する。

(4) 「経済発展基盤・学術研究臨時特別加算」の扱い

「特別加算」については、政策目的が充分生かされる配分にする。

(5) 「経常的経費」の扱い

「経常的経費」については、前年度水準を前提に、さらに抑制を図る。

(6) 1997年度予算の規模

「財政構造改革元年」との観点から、1997年度予算については、上記の措置の他、歳出全般の効率化を図り、一般歳出規模を前年度並みに抑制する。

(7) 特例公債の発行

公債の発行については、限りなくゼロに近づけるよう努力する。

(8) 沖縄関連予算の別枠化

日米協議の状況を見守りつつ、防衛費の削減を考慮に入れ、別途検討する。

(9) 阪神・淡路大震災対策の取扱い

被災者の生活再建支援を推進するため、各般の対策の進捗状況を踏まえるとともに

に、被災地の状況を受け止め、別途検討する。

(10) 今後の課題 — 国民参加の財政論議

国民参加でみんなで理解し合って新しい手法で大胆に行うべく、幅広く財政問題を論議するための国民的議論の場を設ける。

1996・7・16

「平成9年度概算要求基準設定

についての基本的な考え方」

自由民主党
社会民主党
新党さきがけ

国の財政状況の悪化はきわめて深刻化しており、その建て直しは当面最大の政治課題である。したがって、平成9年度を“財政構造改革元年”と定め、財政悪化の原因を究明しつつ、行政組織の統廃合等大胆な行政改革や地方分権に取り組むとともに、予算編成にあたっては政府・与党一体となって、既得権や現状維持の考え方を打破する厳しい姿勢で臨むこととし、概算要求基準もつぎの諸点を柱として設定するよう要請する。

1 経常的経費については思い切った削減措置を講じる。投資的経費についても抑制的なものとするとともに、その配分の硬直性を大胆に改革する。例外事項についても内容を精査し、支出の増大を抑制する。

1 わが国経済を本格的な回復軌道に乗せるには、民間活力の活用のための徹底した規

制緩和を一層推進することが不可欠である。同時に科学技術の振興、情報通信基盤の整備等経済構造改革を強力に推進することが肝要であり、そのための新たな特別措置を講じることとする。

1 公共事業費については、景気動向と今後の税・財政政策のあり方についての議論を深めつつ、その効率化・重点化を図りメリハリの効いた配分が可能となるような仕組みを設けるべきである。すなわち生活大国づくりや高齢社会対応、高コスト構造の是正、グローバル化時代への対応、首都機能移転や国土の均衡ある発展等の視点を重視することとする。

1 社会保障費については、高齢・少子化社会の到来を真正面から見据え、かつ国民負担率の上昇を極力防ぎつつ質的向上を図る観点から、既存の諸制度を見直すとともに、

公的介護保険制度の導入、少子化対策の充実に取り組むべきである。

1 沖縄関連経費（米軍基地移転費や新たな本格的振興策）については現時点では具体

的所要が明確でないが、その重要性に鑑み、予算編成過程において別途措置する。

1 阪神・淡路大震災の復興対策については引き続き全力を上げる。

1996・7・16

六 者 協 議 会

大蔵大臣、官房長官、経済企画庁長官
与 党 政 策 調 整 会 議 三 座 長

1 大蔵大臣から、平成9年度予算の概算要求基準については、閣僚懇談会での御議論及び連立与党の考え方方に沿って、次の大枠で調整したいとの提案があった。

(1) 投資的経費については、

- ① 全体につき8年度予算と同額とし、その内数として、「公共投資重点化枠（仮称）」を設ける。
- ② なお、消費税率改定に伴う国庫の負担増分は別途加算する。
- ③ 「重点化枠」については5000億円とし、これを予め公共事業関係費とその他施設費に区分し、各々の中で重点化を図る仕組みとする。

(2) 基礎研究分野の充実など経済構造改革に真に資する施策など21世紀をにらんだ新規の重点施策に対応するため、「経済構造改革等特別措置（仮称）」を講じることとし、昨年度の「経済発展基盤・学術研究臨時特別加算」の2倍程度の規模とする。

(3) 一方、「特別措置」に振り向ける財源を確保する等のため、既存の歳出の削減を図ることとし、

- ①例外事項全般について、加算額の抑制に努めるほか、
- ②既定経費の見直し（例えば人件費についても見直しを求める措置、また、削減除外としている経費の一部について削減を求める措置）についても検討する。
- ③一般行政経費を除く経常的経費について、前年度の▲10%を上回る削り込みを求めるものとする。

(4) 沖縄関連については、現下の重要課題であることやSACOの検討状況等を踏まえ、閣議了解文に「予算編成過程で重点的に検討」と明記する。

2 示された概算要求基準の大枠については了承されこの大枠の下、各省と財政当局が細目について調整に入る事が了解された。調整結果を踏まえ、7月30日には、政府において閣議了解、与党において最終的な確認とすることとする。

1996・7・16

同和問題の早期解決に向けた 今後の方策について

与党人権と差別問題に関する
プロジェクトチーム

自由民主党座長 前田 熟男

社会民主党座長 山口 鶴男

新党さきがけ座長 石井 紘基

I 地域改善対策特定事業の一般対策への円滑な移行に関する法的措置等について

地域改善対策特定事業の今後の在り方については、地域改善対策協議会の意見具申を踏まえ、今日なお残されている事業課題、地方公共団体の財政状況、これまでの施策の成果に支障を来さないこと等を考慮して、以下の措置を講じる。

1 物的事業

(1) 既に着手済みであるが平成8年度末までに事業を完了できない継続事業であり、かつ、事業を実施している地方公共団体の財政状況等からみて特別の財政措置を直ちに終了した場合に事業の完了に支障を生じる可能性の大きいものについて、既に着手済みであるが平成8年度末までに完了できない箇所に限定して、経過的措置として5年間に限り財政上の特別措置を行うこととし、所要の法的措置を講じる。

該当事業

- ・住宅地区改良事業（既に着手済みであるが平成8年度末までに完了できない箇所に限る）
- ・小集落地区等改良事業（既に着手済みであるが平成8年度末までに完了

できない箇所に限る）

- ・道路事業（既に着手済みであるが平成8年度末までに完了できない箇所に限る）
- ・街路事業（既に着手済みであるが平成8年度末までに完了できない箇所に限る）
- ・公共下水道整備事業（既に着手済みであるが平成8年度末までに完了できない箇所に限る）

(2) 上記(1)により経過的措置を講じる住宅地区改良事業および小集落地区等改良事業の事業実施箇所において、当該住宅地区改良事業および小集落地区等改良事業の一環として実施する住宅新築資金等貸付事業について、経過的措置として5年間に限り財政上の特別措置を行うこととし、所要の法的措置を講じる。

該当事業

- ・住宅新築資金等貸付事業（経過的措置を講じる箇所において実施される住宅地区改良事業および小集落地区等改良事業の一環として実施するものに限る）

(3) 今後地方公共団体の需要に対応してい

くにあたり、一般対策において補助採択要件等の面で改善を必要とするものについては、一般対策に工夫（既存の一般対策の改善または新規の一般対策の創設）を加えて対応することとし、所要の行財政的措置を講じる。その際、平成9年度以降5年間に限り、補助制度において特段の配慮を行う。

該当事業

- ・小集落地区等改良事業（新規着手箇所）
- ・地区道路・橋梁整備事業
- ・共同作業場整備事業
- ・し尿以外の生活排水および雨水の排水路整備事業
- ・墓地移転事業
- ・隣保館整備事業
- ・地域改善対策農業基盤整備事業
- ・農林業地域改善対策事業（農業生産基盤整備事業）
- ・農林漁業共同利用施設整備事業

(4) 上記(1)(2)又は(3)以外のものについては、既存の一般対策により適切に対応する。

2 非物的事業

(1) 個人給付的事業のうち、特に利用度が高く、激変緩和的な措置を講じる必要があるものについては、5年間の経過的措置を講じて終了することとし、所要の法的措置を講じる。なお、高等学校等進学奨励費補助事業については、5年経過時に現に貸付を受けて在学している者について、当該者が当該学校を卒業または中退するまでの間、引き続き所要の法的措置を講じる。

※高等学校等進学奨励費補助事業については、経済的理由による返還免除制度および貸付金額について他の奨学資金

制度との整合性を考慮し、適正化を図ることとする。

該当事業

- ・高等学校等進学奨励費補助事業
- ・農山漁村経営改善資金貸付事業
- ・地域改善対策高度化事業
- ・職業講習事業
- ・受講給付金支給事業

(2) 相談員、指導員等を設置している事業については、平成9年度以降4年間で計画削減を完了することとし、経過的に所要の法的措置を講じる。

該当事業

- ・営農等相談事業（営農等相談員）
- ・経営改善普及事業
- ・職業指導、職業紹介および職業相談事業（職業相談員）
- ・生活相談員設置事業

(3) 今後の需要に対応していくに当たり、一般対策において補助採択要件等の面で改善を必要とするものについては、一般対策に工夫（既存の一般対策の改善または新規の一般対策の創設）を加えて対応することとし、所要の行財政的措置を講じる。

該当事業

- ・巡回相談・研修事業
- ・職業訓練受講資金等補助事業
- ・職業指導、職業紹介および職業相談事業（職業相談員を除く）
- ・隣保館運営事業
- ・保育所運営事業

(4) 同和問題に関する差別意識の解消に向けた教育及び啓発に関する事業は、「人

権教育のための国連10年」との関連において、人権教育・人権啓発の事業に再構成して推進することとし、所要の行財政的措置を講じる。

※ 特に教育関係事業については、学校、家庭、地域社会が一体となって進学意欲と学力の向上を促進する内容をも含むものに再編成する。

該当事業

- ・ 営農等相談事業（地域改善対策農林漁業振興推進会議）
- ・ 中小企業振興対策事業（地域改善対策対象地域産業振興懇談会）
- ・ 雇用主に対する指導・啓発事業
- ・ 教育推進地域事業
- ・ 研究指定校事業
- ・ 指導研修推進事業
- ・ 社会教育に関する諸集会の開催および社会教育関係の団体の育成事業
- ・ 集会所指導事業
- ・ 地域改善対策啓発活動事業
- ・ 人権思想の普及高揚事業

(5) 上記(1)、(2)、(3)または(4)以外のものについて、既存の一般策より適切に対応する。

3 上記1および2についての所要の法案は、次期通常国会において内閣から提出する。

II 差別意識の解消に向けた教育および啓発の推進、人権侵害による被害の救済等の対応の充実強化に関する法的措置等について

1 ペンディング

2 「人権教育のための国連10年」については、国内行動計画を踏まえ、必要な施策を積極的に推進するための所要の行財政的措

置を講じる。

3 財団法人地域改善啓発センターについては、人権教育および人権啓発を推進し、支援する財団法人として発展的にその在り方を見直すよう要請し、関係各省庁はこれを促進する。

4 人権相談業務の窓口の整備を積極的に進めるとともに、相談に応じる職員や人権擁護委員の対応能力の向上を図る。また、人権相談業務の内容、相談体制について積極的に周知を図る。

5 人権侵害を受けた際の提訴手続を規定した国際人権規約B条約（市民的及び政治的権利に関する国際条約）の選択議定書の批准について検討する。

III 今後の施策の適正な推進

1 行政の主体性の確立、同和関係者の自立向上、えせ同和行為の排除、同和問題についての自由な意見交換のできる環境づくりに引き続き取り組むものとする。

2 具体的な問題点について引き続き厳しく是正するため、行政職員の研修の体系的な実施に努めるとともに、個人給付の事業における返還金の償還率の向上等の適正化、著しく均衡を失した低家賃のは是正、民間運動団体に対する地方公共団体の補助金等の支出の適正化、公的施設の管理運営の適正化、教育の中立性の確保について、引き続き関係機関を指導する。国税の課税については、国家行政の根幹にかかわる問題であり、その公正を疑われる事のないよう、より一層の主体性をもって引き続き適正・公平な課税の確保に努力する。地方税の減免措置についても、その一層の適正化に今

後とも取り組む。行政の監察・監査・会計検査等については、必要に応じてこれらの機能の一層の活用を図る。

の尊重に向けた今後の行政の取り組みについて、その体制も含めて改めて検討するよう、地方公共団体に要請する。

IV その 他

1 国の施策の今後の方向およびその趣旨を踏まえ、地方単独事業についてさらに見直しを行うとともに、同和問題の解決と人権

2 総務庁は、経過的措置を講じる事業に関する施策および事務の総合調整等を引き続き担当する。

以 上

1996・6・17(136国会成立)

北方地域旧漁業権者等に対する 特別措置に関する法律の一部を 改正する法律案要綱

第1 北方地域旧漁業権者等の融資資格の生前承継

- 1 第2条第2項第1号若しくは第2号の「旧漁業権者」、同項第3号の「元居住者」又は同項第4号の「旧漁業権者の死後承継者」は、その者が一人に限り指定する子又は孫にその融資資格を承継させることができるものとすること（その者が主として当該子又は孫の収入によって生計を維持している場合に限るものとし、その者の子及び孫のうちに「旧漁業権者」、「元居住者」又は「旧漁業権者の死後承継者」に該当する者がある場合を除く。）。
- 2 1により融資資格を承継した者が死亡したときは、1の「旧漁業権者」、「元居住者」又は「旧漁業権者の死後承継者」は、融資資格を回復するものとすること。

提案理由説明

御承知のように、昭和20年の終戦に伴い、歴史的にも法的にも我が国固有の領土である歯舞、色丹、国後、択捉の島々に居住していた人びとやその家族およそ1万7千の日本人が、豊かな水産資源に恵まれたこれらの北方地域において嘗々として築いてきた経済及び生活基盤のすべてを置き去り、本土に強制的に引き揚げさせられました。

その後、国は、これら北方地域の旧漁業権者及び元居住者が置かれている特別な地位に配慮し、これらの人々の営む漁業等の事業経営や生活の安定を図るために、昭和36年、「北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律」を制定し、当時は北方協会、今では法の改正により北方領土問題対策協会となりましたが、そこを通じてこれらの方々へ事業及び生活資金の低利融資を行ってきておりま

す。この融資事業は、元居住者等の生活の安定と向上に資する上で大きな役割を果してまいりました。

しかし戦後50年が経過した今日、これら元居住者等の高齢化が著しく進行し、その生計基盤も引き揚げ後の生活において苦労を共にした次の世代の子や孫に依存せざるを得ない状況にありますが、現行の元居住者に対する融資資格は、本人一代限りとなっており、この融資制度が有効に機能しない事態が生じております。

こうした現状にかんがみ、本法律案は、元居住者等の融資資格を主として生計を支える子や孫に生前承継できる措置を講じ、元居住者等の経済的地位の安定を図ろうとするものであります。

なお、これらの措置を講じることは、我が国固有の領土である北方四島の返還要求の原

動力となってきたこれらの人々に勇気を与え、変換運動への新たな活力となるものと確信する次第であります。

これが本法律案の提案理由であります。

次に、本法律案の要旨について御説明いたします。

第一点は、北方地域元居住者の融資資格については、その者が、主たる生計を実質的に維持する一人に限り指定する子又は孫に生前承継させることのできることとしております。

第二点は、元居住者に生前承継を認めた均衡上、旧漁業権者及びその死後承継者についても、元居住者と同様に生前承継の措置を講じることとしております。

以上が本法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同下さいますよう御願い申し上げます。

國会報告

第133
134
135
136国会
[1996年版]

村山内閣から
橋本内閣へ。
その実績と
課題(全記録)

「政策資料」
号外

三党連立政権は村山内閣から橋本内閣へと移行し、社会党は社会民主党へと再生。この間、住専・金融行政改革から安保・沖縄米軍基地、行政改革、地方分権、介護保険、薬害エイズ、持株会社解禁問題といった多くの諸課題に対し、連立政権と社民党(社会党)はどう取り組んだのか。本書は、昨年の参院選以降の三党連立政権と社民党(社会党)の歩みと実績をまとめ、その取り組んだ全課題、全法案の内容と審議経過、各党の態度等を網羅している。連立時代の政治の軌跡を記した永久保存版。

約300頁
価格1,200円

編集・発行(問合せ)
社会民主党政策審議会
〒100 東京都千代田区永田町2-2-1
衆議院第1議員会館
TEL 03-3581-5111 内線3880~4
FAX 03-3580-8068

受付け中



《社会主義インター関係》

アジア太平洋委員会 6月28・29日第5回会議が東京において開催され、14カ国、13政党、5組織、ゲスト合計41名が出席した。東京での会議は、1994年に理事会が開催されて以来である。わが党が与党としてホストを務め、会議のメインテーマは「アジア太平洋地域の安全保障・経済開発・人権」であった。

1996・6・28～29（於東京）

社会主義インターナショナル・アジア太平洋委員会 委 員 長 演 説

社会主義インター副議長
田 辺 誠

この度のアジア太平洋委員会会議のために、アジア太平洋の各国・各地域から東京においていただいた同志・友人の皆さん、ヨーロッパ各国から遠路はるばるお越しいただいた仲間の皆さん、本日の会議の開催に至るまでご苦労をいただいたルイス・アヤラ社会主義インターナショナル事務局長、そしてこの東京会議の成功のために力を尽くされたすべての方々に対して、心より歓迎と御礼のご挨拶を申し上げます。

同志・友人の皆さん。前回、私たちがこの東京の地に集ってから、わずか二年しか経っておりません。しかし、その短期間においてさえ、この地域で起きた政治的变化は巨大なものがあります。何よりもまず、私の国において、およそ半世紀ぶりに社会民主主義者の首相が誕生したことを報告しなければなりません。残念ながら、その後、本年はじめに村山社民党首は総理の座を退きましたが、いまなお、わが国は社民党を含む三党が政権を担っています。

またネパールにおいては、昨年9月、共産党政権の崩壊後、私たちの友人であるネパール会議派の皆さんのが政権復帰を果たしました。アジア太平洋委員会のゲスト政党であるバン

グラデシュのアワミ連盟は今月中旬の総選挙で第一党となり、21年ぶりの政権獲得を実現しました。インドにおいても、6月の総選挙のあと一時的な政治混乱が生じましたが、現在はジャナタ・ダル党が国民会議派の支持を得て政権与党的地位についています。

もちろん、私たちがこの二年間で経験したのは勝利だけではありません。敗北もまた、私たちの味わったものがありました。なかでも、キーティング党首率いるオーストラリア労働党政権が、本年3月の総選挙の結果、野に下ることになったことは残念でなりません。私は、ホーク、キーティング両首相時代のオーストラリア労働党政権が、アジア太平洋の経済統合と安全保障協力などの分野において多大なる功績をあげられたことに心からの敬意を表すとともに、近い将来、再び政権復帰を果たされることを祈念するものであります。

同志・友人の皆さん。私は、本日のスピーチにおいて、まず二人のリーサンのことから話を始めたいと考えます。二人のリーサンとは、この3月に台湾の総統に再選された李登輝さん、そしてシンガポールの前首相、リー・クワンユーさんのことです。李登輝さんもリー・クワンユーさんも、アジア太平洋諸国

において、注目を集める有力な政治家であります。

李總統は、先の總統就任式において、「中國人には民主制度を施行し、民主政治を運用する能力があることをはっきりと証明した」と宣言し、民主主義よりも文化的特質を優位に置く考え方をはっきりと否定しました。これに対して、リー・クワンユー前首相は、アジアの発展途上国においてはまず経済成長が重要で民主化はそのあとでよいと主張しています。つまり「衣食足って礼節を知る」というものです。

私たちは、いまなおアジア大陸の多くの場所で「貧困からの自由」が最優先されなければならない、悲惨な状況が続いていることを知っています。しかし、「貧困からの自由」が「恐怖からの自由」の犠牲の上に成し遂げられるという考え方があるとすれば、それは私たち社会民主主義者・社会主義者の信念とは相入れません。

私たちは文化の多様性を否定するような狭隘な思想に反対します。同時に、文化的価値を口実に人権の価値をないがしろにするような考え方にも反対します。人権とは普遍的な価値である — それが、私たち社会民主主義者・社会主義者の決して譲ることのできない信念であります。

だからこそ私たちは、ビルマの軍事政権に対して民主化運動を続けているアウン・サウン・スーチーさんの率いる全国民主連盟（M L D）に対する支援を続けていきます。だからこそ私たちは、東チモールの人びとの独立をめざす闘いとの連帯を強めていきます。そして、だからこそ私たちは、アジア太平洋の各地で自由と民主主義を求めて立ち上がっているすべての人びとに激励の手をさしのべていくのです。

同志・友人の皆さん。前回のアジア太平洋委員会は、フランスがムルロア環礁で核実験を行った直後にシドニーで開かれました。今

回の東京会議は、中国の核実験の地鳴りの余韻が続く中で開催されています。前回の会議において、私は強い口調でフランス政府の行動を非難しました。今回の実験に対しても、私は同じ言葉を繰り返します。中国の行った地下核実験は、核実験全面停止を求める国際世論に対する挑戦であり、いかなる理由があろうとも承服することはできません。

北京政府は、あと一回実験を行ったあと 9 月以降は凍結すると釈明しています。しかし、問題は実験の回数ではありません。問題は、核廃絶を願う人類の叫びに耳を傾けず、核保有国の利己的利害を優先させたことなのです。私たちは、今回の会議を通じて、核実験の強行に強く抗議するともに、再び実験を繰り返さないよう、中国政府にはっきりと要求しなければなりません。

同志・友人の皆さん。冷戦時代において、アジア太平洋地域は、ヨーロッパと異なり東西対立の構造が明確でないため、全欧安保協力会議（C S C E）のような安全保障の枠組みをつくることは難しいと言われてきました。しかし、冷戦後の新たな時代を迎えて、この地域でも国家間の信頼醸成をはかり、安全保障対話を推進するさまざまな動きがすすんでいます。1994年から始まったアセアン地域フォーラム（A R F）は、そのような試みの一つです。もちろん、このアセアン地域フォーラムは全欧安保協力機構（O S C E）のようなハードな構造をもつものではなく、対話を軸とする緩やかな協議体にすぎません。しかし、大きな可能性を秘めた協議体でもあるのです。

拙速は戒めなければなりませんが、今後は、軍事情報の公開、軍事演習の相互通告や相互訪問、国連平和維持活動のための共同訓練、軍備移転の登録制度の導入など信頼醸成措置の具体化を段階的にすすめていく必要があります。また、この地域が太平洋という世界最大の大洋の中に位置するという地理的背景を

考えれば、海難救援・海賊行為の取締活動のための共同の体制を整えることも将来の課題として重要であると、私は考えるものです。

アジア太平洋には、いまなお紛争の火種が数多く残っています。しかし、そうした火種が大火に発展するのか、それとも火元を消し去ることができるのか、将来の安全保障環境を決定するのは、この地域共同体に暮らす私たち自身なのです。

他国の安全を犠牲にして自国の安全を確保することはできません。自らの安全は、相手の安全を考えることによって初めて守ることができます。平和は一国でつくることはできません。それは多数の国々の共通の努力によってのみ築いていくことができます。

同志・友人の皆さん。平和とはまた、ただ単に戦争のない状態を意味するのではありません。戦争が人命を犠牲にするのと同じように、貧困や飢餓、環境破壊、人権侵害も人びとの健康を損ない生活の糧を壊し尊厳を傷つけ、そして命を奪うのです。したがって、平和は軍事的手段による抑止と平和の強制によってのみ実現できるものではありません。むしろ、社会開発を促し貧困を取り除き人権を守り、自然との共生をはかることこそ、私たちがもっとも優先すべき課題なのであります。

私たちはいま、安全保障の概念そのものを根本的に改めること一つまり、「軍事中心の安全保障」から「人間中心の安全保障」に転換することが迫られているのです。

こうした「人間中心の安全保障」の観点から見たとき、私は、21世紀に向けてアジア太平洋地域の抱えるもっとも重要な問題は、中台関係の緊張や朝鮮半島の不透明な先行きなどの軍事問題にも増して、「経済の奇跡」ゆえに生み出される環境・エネルギー・人口・食糧の問題である、と考えています。

この地域で爆発的に進行している人口増加は食糧増産を促し、それが環境に大きな負荷を加えることになります。また、急速な経済

成長はエネルギー需要を増やし、結果的に大気汚染や温室効果を生み出すことになるのです。アジア太平洋地域の人々にとって、人口増加、食糧増産、エネルギー需要の増大、そして環境破壊は、絡み合いながら同時に進行していく、文字どおりこの地域の安全保障を脅かす重大な問題なのです。

危機の進行は、現在の世代には明確に見えていないかもしれません。しかし、危機の結末は明らかに未来の世代に押しつけられることになるのです。私たち、アジア太平洋の社会民主主義者・社会主義者は、急速な経済成長の果実に目を奪われることなく、未来の世代が背負われる負担と苦悩を理解する想像力を働かせなければなりません。

私は、環境破壊、エネルギー危機、人口増大、食糧不安こそがアジア太平洋の最大の安全保障問題であるとの認識に立って、域内の国々が持続可能な発展のための共通課題に対して共同で取り組んでいくことが重要であると考えるものです。私は、それを「持続可能な発展のためのアジア・イニシアチブ（AID）」と名付けたいと考えます。

私たちの求めるものは、絶対的な貧困の放置でも、野放団な経済成長でもありません。私たちの求めるものは、増大する富が社会各層に適正に分配され、自然との共生がはかられる、社会的にも環境的にも持続可能な共同体の建設であります。

同志・友人の皆さん。私は、ここまでにおいて、アジア太平洋地域の直面する人権と民主主義の問題、安全保障と軍備管理の問題、経済発展と環境保護などの問題について、私見の一端を申し述べさせていただきました。

ご静聴に感謝するとともに、本日の会議に参加されている仲間の皆さんが、これらの問題について、また私の見解について、それぞれの観点から問題提起を行っていただくことを期待しまして、私のスピーチを終わらせていただきます。

ありがとうございました。

1996・6・29（於 東京）

アジア太平洋地域に関する決議

社会主義インターナショナル
・アジア太平洋委員会

アジア太平洋は、世界の中でももっともダイナミズムに満ちた地域の一つである。アジアは昔、「停滞のアジア」と呼ばれたが、いまや「成長のアジア」と呼ぶに相応しい地域となっている。アジアの開発途上国を中心に経済発展の速度は著しく、これらの国々における経済成長は世界平均の二倍に達している。また、アジアは昔、経済でも安全保障の分野においても「分裂のアジア」であったが、いまや「統合のアジア」の様相を呈している。経済分野では、アジア太平洋協力会議（APEC）が自由化を軸に地域統合の動きを強め、安全保障分野においてはアセアン地域フォーラム（ARF）が地域的な安全保障対話の実績を着実に積み重ねている。

他方、アジア太平洋は矛盾に満ちた地域もある。急速な経済成長は多くの国々に富をもたらしている半面、環境破壊・エネルギー危機・食糧不足などを引き起こしている。21世紀に向けて、急激な人口増加も予想され、環境破壊・エネルギー危機・食糧不足を含めた問題群が、この地域の安全保障に対する最大の脅威になるおそれがある。また、NIE's（新興工業地域）を中心に、経済発展に伴って民主化がすすんでいるが、いまなおアジア太平洋地域においては権威主義的な体制がはびこっている。

平和とは、ただ単に戦争のない状態を意味するものではない。戦争が人命を犠牲にするのと同じように、貧困や飢餓、環境破壊、人権侵害も人々の健康を損ない、生活の糧を壊

し、尊厳を傷つけ、そして最悪の場合には、人の命をも奪う。したがって、平和は軍事的手段による抑止と平和の強制によってのみ実現できるものではない。むしろ、社会開発を促し、貧困を取り除き、人権を守り、自然との共生を図ることこそが、平和の確保に向けて、私たちがもっとも優先すべき課題である。

こうした状況の下で、アジア太平洋の社会民主主義者・社会主義者は、この地域の抱えている問題を個別的にではなく問題群として捉えるとともに、一国主義でなく多国間主義によって問題解決をはかっていかなければならない。

安全保障と軍縮

アジア太平洋の安全保障と軍縮分野における現下の最大の課題は、核実験の問題である。フランスは本年1月に核実験停止を表明するまでに6回にわたる実験を行った。また中国はこのほど核実験を強行し、9月までにもう一回実験を行う意向を表明している。私たちは、軍縮の観点からも環境保護の観点からも、私たちの暮らすこの地域を核爆発の実験場にすることを断固拒否する。したがって、私たちは、中国政府に対して今後予定されている核実験を中止するよう強く求める。また、合意に向けて努力が続けられている包括的核実験禁止条約に関して、いかなる抜け穴も封じるようにすることをすべての核保有国に要求する。私たちが21世紀の入り口に立っている今こそ、期限を設定して、全面的な核兵器の

廃絶に向けての決定的な行動を起こすことの重要性が、以前にも増して高まっている。

通常兵器の制限問題に取り組むことも重要である。とくに地雷問題については、特定通常兵器条約議定書の改正を受けて、将来における地雷の製造、貯蔵、使用、移転の禁止の実現をはかることが重要である。また、地雷の全面禁止に至るまでの期間において、域内の諸国が地雷の使用禁止などの自主的措置をとることを呼びかける。

アジア太平洋におけるもう一つの重要な課題は、軍備競争の抑制である。アジア太平洋の開発途上国のが、高い経済成長に支えられて軍備の増強をすすめている。私たちは、軍備の増強がただちに域内の安定を脅かすことになるとは考えないが、適正なコントロールが行われなければ危機に発展するおそれもある。このため、私たちは国連軍備登録制度の強化と同制度への域内諸国の参加を呼びかけていく。

アジア太平洋においても、ヨーロッパと同様、地域的な安全保障の新たな枠組みが発展しつつある。ARFはそのような枠組みのもとも中核的な機関であり、今後、信頼醸成措置の導入に向けて中心的な役割を果たすことが期待されている。

持続可能な発展

APECが「開かれた地域主義」を標榜して、経済の段階的自由化に取り組んでいることは大きな成果であるが、他方、貿易の自由化政策だけでは人口増加・食糧不足・環境破壊・エネルギー危機などの問題群に解答を与えることはできない。

私たちの求めるものは、絶対的貧困の放置でも野放図な経済成長でもあり得ない。私たちの求めるものは、増大する富が社会各層に適正に分配され、自然との共生がはかられる、社会的にも環境的にも持続可能な社会の建設である。

したがって、私たちは環境破壊・エネルギー危機・人口増大・食糧不安こそがアジア太平洋の最大の安全保障問題であるとの認識に立って、域内の国々が持続可能な発展のための共通課題に対して共同で取り組んでいくことを呼びかける。

民主主義と人権

アジア太平洋の社会民主主義者・社会主義者は、人権とは普遍的な価値であることを厳粛に宣言する。私たちは文化的多様性を尊重するが、それを人権の価値の上に置くことはしない。ヨーロッパ、アメリカ、アフリカの三大陸においては、すでに人権保護のための地域的メカニズムが成立しているが、世界最大の大陸であるアジアにおいてはそのような可能性はいまなお生まれていない。私たちの任務は、アジア太平洋における人権メカニズムの確立に向けてあらゆる努力を払うことである。

ビルマにおいては、NLDの国会議員が多数逮捕されるなど軍事政権によるあからさまな人権侵害が続いている。私たちは、逮捕者の即時釈放と、先の選挙結果の尊重を強く要求する。

東チモール問題も引き続き私たちが関心を払う必要がある。ディリにおける虐殺事件以降も、インドネシア軍による圧政は続いており、今後とも自決権をめざす東チモール人の闘いへの支援を強めなければならない。

ブータンとチベットにおける人権状況はいまなお深刻であり、私たちは民主主義のために闘うこの地域の人々と連帯していくことを再確認する。

中国においては、権威主義的支配が続いているが、他方、開放・改革政策にも変更は見られない。私たちは、人権問題に対する同国の姿勢に注意を払いつつ、今後、北京政府が開放・改革政策をさらに推し進めていくことを支援すべきである。

朝鮮半島情勢は、いまなお不安定である。北朝鮮は昨年の水害の結果、深刻な食糧不足に直面しており、国の存続が脅かされている。同国は、こうした苦境に対処するために、国際社会からの援助を受け入れ始めている。私たちは、こうした人道的援助を行ないつつ、四か国会議構想の受け入れを促し、段階的に国際社会への統合をはかっていかなければならぬ。

フィジーに関しては、人権および労働組合の権利の全面的な侵害が社会主義インターナショナルにとっての重大な関心事である。民族的な偏見に満ちており、これまでに数多くの話題に上り、批判を受けてきているフィジーの憲法によって、インド系フィジー住民人口が社会的に無視されており、その身分は生まれながらにして三流市民におとしめられている。インド系フィジー人コミュニティーは、国内の税歳入の80%を支払っているにもかかわらず、憲法上の理由および経済的な事情から、教育、公共サービスならびに社会福祉の受給へのアクセスを遮断されており、現行憲法の主たる被害者とされている。

社会主義インターは、10月に公表される予定となっている憲法再検討委員会の報告書の

内容に基づいて、フィジーにおける今後の政治的進展をつぶさに見守ることとし、現在の政府に対して、報告書の勧告内容の受け入れおよび実施を要請し、フィジーが民主的な選挙に立ち返り、公正かつ公平な社会に向けての道を歩むよう要請する。

アジア太平洋地域における女性の権利

アジアは、北京政府を中心として、国連会議では過去最大の規模となった第4回国連世界女性会議のホスト役を務めた。しかしながら、（南北問題における）北側諸国および西側諸国の女性と比較すると、社会生活の全体的な側面において、アジア・太平洋地域の女性は全般的に社会的に無視されている状況にある。

安全保障、持続可能な開発、民主主義および人権などに関する問題が与える影響は、男性と女性によって異なっている。このような観点から、アジア・太平洋地域内の社会民主主義者は、女性を取り巻く状況をつぶさに観察し、こうした問題に関する話し合いおよび行動への女性の参加をさらに促すよう、早急な努力を重ねる必要がある。

※事務局からのお知らせ！

136回国会は6月19日に閉会しました。閉会間ぎわになって法案等、掲載すべき原稿が積もり、1号では分量オーバーのため8・9月の2号に分けて掲載しました。9月号は、通常より半月早く8月中旬にお届けいたします。ご了承ください。

1996・6・28-29（東京）

核実験に関する決議

S I アジア・太平洋委員会会議

1 社会主義インターナショナル・アジア・太平洋委員会は、フランスの核実験に対し、批判を行ったことを想定し、下記の状況にもかかわらず、中華人民共和国が依然として核実験の継続に固執していることに深い懸念を表明する。

- (1) 世界のその他の地域では核実験が停止されていること。
- (2) 国際的な全面核実験禁止条約の締結に向けて、多大な支持が表明されていること。
- (3) 実験状態のシミュレーションを行えるような技術が開発されている現在においては、核実験を実施するという科学的な必要性が実質的にはないこと。
- (4) 冷戦が終結し、新たな国際的理解および秩序が形成されており、中国もその一員となっていること。

2 我々は、人類および世界における最善の環境的利益と対立する核実験を強く避難する。

3 我々は、核実験の継続はさらなる核の拡散を招き、他の諸国による核兵器保有政策の検討の助長につながるものと考える。

4 我々は、中国はアジア・太平洋地域において主要な経済力、政治力および軍事力を有し、将来的に経済大国となろうとしている国家として認めるものであり、世界各国とも核兵器に訴える必要性はまったくない

ものと考える。

5 我々は、中国が自国に対しての国際的な敬意を回復するためにも、核実験計画の永久的停止を即座に決定するよう要求する。

6 我々は、可能な限り早急に全面核実験禁止条約が締結され、特にアジア太平洋地域において、効果的な集約の強化が図られるよう強く求める。



1996・6・28～29（東京）

ビルマに関する決議

S I アジア・太平洋委員会

東京における社会主義インターナショナル・アジア・太平洋委員会会議は、ジェームズ・リエンダ・リオ・ニコルス氏の死亡およびウ・ウィン・ティンならびにウ・エイ・ウィン両氏の拘禁が依然として続いていることからも分かるとおり、ビルマの政情が悪化していることに懸念を表明する。

1994年5月11日に東京および1995年7月11日にケープタウンで採択された社会主義インターナショナル理事会の決議、ならびに1995年2月にマニラおよび1995年9月にシドニーで採択された社会主義インターナショナル・アジア・太平洋委員会の決議に基づいて、社会主義インターナショナル・アジア・太平洋委員会は、国家法律秩序回復委員会（S L O R C）が恣意的な法律行使し、ビルマ国民の行動を以前にも増して制限し、表現・結社・集会の自由などを含めた基本均等人権行使する権利をも否定していることを強く非難する。

S L O R Cがカレン族に対する軍事的な攻勢を続けており、弾圧の手段として、拷問、恣意的な集団処刑、開発事業における強制労働、村民の軍隊への強制徴用、軍隊への強制召集、住民の強制退去などが組織的に行われており、特に民族的・宗教的マイノリティー（少数派）の女性に対するレイプが行われていることを強く非難する。

1995年12月の国連総会の決議内容を即座に実行し、ビルマにおける政治的な問題の解決を図るよう国連事務総長に要請する。

日本、アセアン諸国および各国政府に対して、ビルマにおける国民的和解の促進に向けてのアウン・サウン・スー・チー女史の努力

を支援するよう要請する。

S L O R Cがアウン・サウン・スー・チー女史との政治的な対話を開始するまでは、国連機関を含めた国際的な金融機関および各國政府に対して、O D A、開発支援計画および借款などの援助を再開しないよう要請する。

政権の座にある社会主義インターナショナル加盟政党に対して、国連事務総長の努力を全面的に支援し、この決議の積極的な実行に努めるよう要請する。

社会主義インターナショナル加盟政党に対して、可能な限りの手段を尽くして、アウン・サウン・スー・チー女史の努力およびビルマにおける民主化への動きを全面的に支援するよう要請する。

S L O R Cが即座にアウン・サウン・スー・チー女史との政治的な対話を開始するよう強く要請する。

今年の5月に逮捕された政治犯も含めて、S L O R Cがすべての政治犯の釈放を行うよう強く要請する。

S L O R Cに対して、言論、集会、結社および出版の自由を含む基本的な自由の権利を制限しているすべての法律を撤廃するよう強く要請する。

真の憲法は自由で民主的に選ばれた国民の代表によって起草されるべきである。

社会主義インターナショナル・ミッションのビルマ派遣について、1995年2月のアジア・太平洋委員会・マニラ会議において、初めて意向の表明が行われ、今日に至るまでビルマ当局により入国が拒否されているが、本計画の実現をめざし努力するとの意思をあらためて表明する。

マレーシアに関する決議

S I アジア・太平洋委員会会議

東京においての社会主義インターナショナル・アジア・太平洋委員会は、マレーシア民主行動党副書記長であり、国会議員であるリム・グアン・エン氏が騒乱処罰に関する法律および新聞および出版に関する法律に基づいての裁判の渦中にあり、有罪判決を受けることとなれば、懲役6年または罰金2万5000マレーシア・ドル（約1万米ドル）もしくはその双方の処分を受け、国会議員としての資格喪失および選挙権ならびに被選挙権などの公民権の5年間の喪失を受けることに注目する。

リム・グアン・エン氏に対する訴追行為が政治的な動機によるものであって、反体制的な意見を抑え込み、下記の通りの背景事情から、一般大衆の純粋な懸念事項となっている問題に関する議論を制限することを目的としているものと考える。

◎1994年のラヒム・タムビー・チック元マラッカ州大臣に対する制定法上の強姦（承諾年齢未満の女子との性交）に基づく訴訟に関して、リム・グアン・エン氏が政府の対応を批判したことが原因となって、マレーシア警察はリム氏の逮捕および起訴に踏み切った。

◎1995年1月に、リム・グアン・エン氏は、この制定法上の強姦事件に対して「ダブル・スタンダード（二重基準）」が適用されていると述べている。モフトル・アブグラ司法長官はラヒム・タムビー・チック氏を不定訴とすることを決定した一方で、未成年の女子被害者は保護拘禁処分を受けている。

◎リム・グアン・エン氏は、「司法手続きに関する違反行為」を犯したとする理由から、2月28日に騒乱処罰に関する法律第4条(1)項(b)号によって起訴され、さらには、「虚偽の

ニュース」を含むパンフレットを印刷し、中でも特に、この強姦事件の被害者である少女が、父親の承諾を受けての保護拘禁に処される以前の8日間にわたって、警察によって拘留されたことに関して、「投獄された被害者」という言葉を用いたとする理由から、1995年3月17日に新聞および出版に関する法律第8条A(1)項によって起訴されている。

◎リム・グアン・エン氏は民主行動党のリーダーの一員であり、国内（国家）治安法によって、理由および裁判なくして、1987年から1989年までの拘禁を受けている。

さらには、マレーシアの非政府組織の指導者で、特に女性の人権や移民労働者に関する問題を取り扱っているテナガニタの理事であるアイリーン・フェルナンデス女史が、移民労働者に対する非人道的な待遇や国内の移民拘留センターでの移民の死亡などの問題を記したメモを掲載したことに関連して、「虚偽のニュース」を発表したとする理由から、新聞および出版に関する法律に基づいての裁判を受けていることにも注目する。

マレーシア政府に対して、リム・グアン・エン氏およびアイリーン・フェルナンデス女史に対する訴追を取り下げ、反体制意見の威嚇・封じ込めを目的とした逮捕を中止するよう要請する。



地球温暖化と炭素税について

永田雄之

1992年のリオデジャネイロ地球環境サミットで気候変動枠組み条約が採択された。二酸化炭素等の温室効果ガスの排出抑制を目的とするこの条約に基づき、我が国を始めとする先進諸国等は、二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量を2000年までに1990年のレベルまでに引き下げるこれを国際公約としている。しかし、環境庁は現在のままではこの国際公約は果たせないと認識をもっており、同庁の委嘱により検討を行ってきた「地球温暖化経済システム検討会」は1990年レベルに二酸化炭素濃度を下げるには炭素税の導入が必要としている。

地球温暖化問題

地球温暖化とは、石炭・石油などの大量燃焼で二酸化炭素などが大気中で増加することにより温室効果が高まり、地球の平均気温が上昇する現象である。人工的に排出される温室効果ガスには、二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、フロン等があるが、この中で地球温暖化に対する寄与度が最も大きいのは二酸化炭素である。全世界の二酸化炭素排出量は1991年時点での1950年当時の4倍に増大しており、全排出量の45%が先進国に起因している。開発途上国の全排出量に占めるシェアは1950年には11%だったのが、1991年には36%と大幅に増加している。また、一人当たりの排出量でみれば、先進国と途上国との間には7倍以上の差があるとされている。

国連が地球温暖化問題に対応すべく各国政府レベルで話し合うために1988年に設置した「気候変動に関する政府間パネル」(IPCC)の報告(90年)では、21世紀末までには地球の平均気温は現在よりも3度高くなり、海面も65センチ上昇すると予測している。環境庁も21世紀末には我が国の海岸の砂浜面積

の82%が水没や侵食で失われると予測している。また、国際食糧農業機関(FAO)の報告によると、過去10年間で世界の森林の10%が減少しており、このままでは100年内に全ての森林が消失すると予測しているが、自然の酸素ボンベである森林の消失がこのまま続けば、地球温暖化はさらに加速するであろう。

温暖化による環境への影響は海面の上昇だけでなく、渴水等の水資源への影響、気候変化に左右されやすい農業への影響、樹木の移動(樹種の分布)速度が温暖化の速度に対応できないといった生態系への影響、そしてオキシゲン濃度の増加といった健康への影響も懸念されている。特に生態系が適応していくる気温の変化は10年あたり0.1度が限界とされており、今後の急激な気温の上昇は生態系に重大な影響を及ぼす可能性が高い。

経済的手法の必要性

89年、OECD閣僚理事会は「環境上の政策目標を達成するために、価格やその他のメカニズムがいかに活用されうるかを決定する

「作業に着手すべき」という内容のコミュニケを発表した。その後、91年には理事会勧告として「環境政策における経済的手段の利用に関するガイドライン」が採択されている。

また、1993年に国連は25年ぶりに国民経済計算体系（SNA）を改定、その中で、環境・経済統合勘定がサテライト勘定のひとつとして導入された。いわゆる「グリーンGDP」といわれるこの考え方は、これまでのGDPの試算方法が環境破壊の修復経費や資源保全費などを含まず、経済発展と環境の相関関係を正しく表せなかったのに対して、資源・環境などの修復や保全をコストに含むことによって、環境と経済の関係を定量的かつ総合的に示そうとする方法である。このコストの部分をまかうのに最も効果的な手段が環境税などの経済的手法である。

経済的手法は、製品・サービス等の市場価格に環境配慮を反映させることを目的とし、具体的には、税や課徴金、デポジット制度等があるが、直接的規制と比べると次のような長所がある。複数の事業所など汚染源が複雑に絡んでいる場合、直接的規制は削減目標の設定やその実施のモニタリングが困難なうえ、行政コストも高くなる。また、汚染者は規制値で定められた最低限の見直ししか行わないため、ある一定水準以上の汚染削減が期待できない。しかし、経済的手法は、汚染量の削減が経済的利益に結び付くため継続的な汚染削減が期待できる。さらに経済的手法のうち、税・課徴金は収入をもたらすため、これを環境対策財源に充てたり、他の税の減税財源にも使うことができる。

炭素税

地球温暖化対策の経済的手法として期待されるのが、二酸化炭素排出の直接的原因となる石炭、石油などの炭素含有化石燃料の利用抑制をはかる「炭素税」である。二酸化炭素

排出量と炭素燃焼量は単純に比例しているため、二酸化炭素排出量を炭素燃焼量に置き換えて考えてもよいが、課税方法をより簡素化するために炭素含有化石燃料の消費量を課税対象として考えることもできる。

課税のタイプについては、炭素税の目的は二酸化炭素の過大排出量を抑制することにあかれているため、従量課税型になる。

いずれの段階で課税するかについては、本来の汚染者負担原則に従えば化石燃料の消費者はすべて課税対象となるが、一般家庭での暖房その他の使用から製造業等の事業所における使用、輸送関係業種における使用などの消費段階はあまりにも複雑である。しかし、地球温暖化防止と二酸化炭素削減にむけて国民の理解が得られ、炭素税の価格への転嫁が可能ならば、その課税段階は複雑な消費段階から、生産・輸入段階に一本化することが可能となる。そうなれば炭素税の税務行政は比較的容易になり、実現性もでてくる。

また、税収は一般財源か、特定財源かという問題もあるが、炭素税などの環境税は本来、税収を第一目的としておらず、その意味においては「目的税」とはなりえない。世界資源研究所のR・レペット氏が主張する「グッズ（良いもの）減税・バッズ（悪いもの）課税」のように、社会的悪である環境汚染者からの徴税分を所得税などの減税財源にむけるというのが筋であろう。しかし、現実問題として税収の全部もしくはその一部を環境政策の財源に充てるという考え方も魅力がある。二酸化炭素を削減できるうえに、さらに一段と温暖化対策を進めるうえでの予算が確保できるということは、地球環境問題に対するわが国の責任を果たしていく観点からも重要な思われる。

炭素税をめぐる各国の動向

炭素税をめぐる各国の取り組みは、概略以

下の通りである。

①フィンランド

1990年にエネルギー課税の改正が行われ、自動車燃料を除く全ての化石燃料に世界で初めて炭素税を課す。現在は炭素・エネルギー税に改められ、炭素1トンあたり141フィンランドマルカ（約3200円）。

②スエーデン

エネルギー税制度の体系的改革の一環として1991年に炭素排出1キログラムあたり0.25スエーデンクローネ（約4円）の炭素税を導入。93年、94年と税率の引上げが行われた。税収の一部は環境対策に当てられている。

③ノルウェー

二酸化炭素排出抑制目的で1991年に導入。95年まで税率は徐々に引き上げられた。

④デンマーク

二酸化炭素排出抑制とエネルギー使用の削減のために1992年に導入された。

⑤E C（現E U）

1991年E C委員会は二酸化炭素排出量を2000年までに1990年レベルで安定するための方策をまとめた「二酸化炭素排出削減とエネルギー効率改善のためのE C戦略」の中で燃料中の炭素分とエネルギー分とに着目した課税を提案した。92年にはE C委員会で共通の炭素・エネルギー税導入に関する理事会指令を採択したが、各国の思惑も絡み、現在では2000年までを移行期間としつつ、その間は炭素・エネルギー税の導入については加盟国裁量にゆだねるものとなっている。

わが国の取組みと今後

このように国際的に環境税・炭素税等の経済的手法が議論され、採用されていくなか、わが国においても経済的手法に関する議論が始まっている。

93年成立の「環境基本法」は第22条（経済的手法の活用）で環境への「負荷活動を行う

者」に対し「経済的な負担を課すことにより」「環境への負荷の低減に努めることとなるよう誘導することを目的とする施策」に関し、その措置を講じる必要のある場合には「国民の理解と協力を得るために努める」と述べ、将来の環境税などの導入を想定している。また「環境基本計画」でも「経済的負担を課す措置については、多数の日常的な行為から生じる環境への負荷を低減させる点で、有効性が期待されるとともに、資源の効率的配分にも資する」としており、「我が国としても、前記の環境問題の解決の観点から、これらの措置につき、調査研究を進める」としている。

環境庁では、90年に「地球温暖化経済システム検討会」、94年に「環境に係る税・課徴金等の経済的手法研究会」をそれぞれ設置した。「地球温暖化経済システム検討会」は本年7月に、2000年までに二酸化炭素排出量を1990年レベルまで下げるために炭素税導入を提言、「環境に係る税・課徴金等の経済的手法研究会」も本年6月に経済的手法に関する基本的な考え方や影響などをまとめている。

わが国の国際公約である二酸化炭素排出量の削減を着実に進めていくためにも、経済的手法の採用、とりわけ炭素税の導入は必要不可欠であり、今後、政府・与党内でも導入に向けての議論を深めていくべきであろう。

（参考文献）

- 「環境税－実態と仕組み－」 石 弘光編
環境研究会著 東洋経済新報社
- 「環境政策における税・課徴金の経済的手法の活用について」 環境に係る税・課徴金等の経済的手法研究会
- 「環境・経済統合勘定の試算について」 経済企画庁
- 「平成6年度環境の状況に関する年次報告」 環境庁
(ながたたけし・政審事務局—環境担当)

政策資料

POLICY AND LEGISLATION

No.359 (96年8月号)

卷頭言
特集

- 田口健二
I 日本のビジョン（素案）
我々のめざす新しい日本（党ビジョン調査会）
II 消費税に関する「検討」の結果
消費税の税率確定にあたり今後の政策課題の提言
(与党三党)

資料

- 東京からの首都機能の移転について（社民党）
国会等の移転に関する法律の1部改正案
の成立に当たって（談話）（政審会長）
民事訴訟法案に対する検討状況座長報告・関連資料
(与党検討PT)
民事訴訟法案の修正・可決に当たって—談話—
・党の考え方（政審会長）
新しい金融行政・金融政策の構築に向けて
(大蔵改革PT)

政策の焦点

- 縦割り行政の弊害是正について 堀内修作

お申込みは下記へ

社会民主党政策審議会 政策資料係まで
定価 1部 450円（送料 76円）
年間購読料 6000円（送料込み 前納）
郵便振替 東京00180-4-80821
銀行振込 大和銀行衆議院支店 普通203888
口座名 社会民主党政策審議会

編

集

後

記

人は誰もが、生まれ、育ち、学び、働き、引退し、死んで行くと言うライフサイクルから免れることはできない。だとすれば、それぞれのライフステージに生じるであろうリスクに応じた社会保障制度を整えることが現代国家の役割である。その役割も時代の変化によって変わっていく。

◆わが国の社会保障制度の中で不備が目立つのは、「生まれ、育つ」期と「死んでいく」期の、いわば人生の両端に対応した制度である。それは少子化と長寿化現象と呼ばれるようにこの二つのステージの状況が新しいせいである。新しい状況にどういった哲学とシステムでのぞむべきかについての国民合意が成熟しているとは言い難い。公的介護保険制度が難産しているのはこのためである。

◆育児は家庭の責任。介護も家族が担うのがあたり前。社会化すれば家族の温もりが失われるばかりか社会的コストもかかる。

育児も介護も家族まかせは困まる。女性にしわ寄せがかかるばかり。社会化が必要。でも消費税引上げには断固反対。

老親は家族で看とりたい。現金給付等の社会支援が欲しい。家族で看とるなどとは旧い家族制度を温存させるものだ。現金給付なんてとんでもない。

このように色々のことがよく整理もされずに主張されタテ前だけが横行していく。曰く「介護保険の必要性は認める」と。

◆介護は長寿化という新しい社会現象を背景にしている。その上、家族機能の変容、女性の社会進出、個人的価値の高まりなどの社会的要因の変化、あるいはソフトエコノミーや公共政策の再定義と言った経済構造の変化など日本の社会経済の過渡期に生じている問題である。介護政策のむつかしさがここにある。

政策手段は複数ありうるのは当然である。小さく出発して大きく育てていくという手法もありうる。選択の問題であるから衆議で決めていけばよい。ただ時代の流れを見すえた政策理念を明確にしておくことが大切だ。高齢者の自立と選択を軸にしてそれを社会連帯で支えて行く方向が明示されなければならぬ。

(O)

政策資料編集委員会

委員長 伊藤 茂

編集委員 田口健二 早川 勝

細谷治通 山元 勉

伊藤基隆 梶原敬義

川橋幸子 川那辺 博

石田好数 小川正浩

長谷川崇之 伊藤安博

西川 洋

兼事務局長 浜谷 慎

会計監査 輿石 東 三重野栄子

「政策資料」購読料のお知らせ

定価 一部 450円

送料 76円

年間購読料 6000円(前納)

郵便振替 東京00180

4-80821

又は

大和銀行 衆議院支店

普通 203888

社会民主党政策審議会

POLICY AND LEGISLATION

SEISAKU SIRYO

September 1996

No. 360

<FOREWORD>

YAMAMOTO Tsutomu
Vice-Chair of the Policy-Making Board

<FEATURE> Public Care Insurance

Draft Summary of Public Care Insurance Law

<DOCUMENTS>

Position Paper on Budget Ceiling for FY 1997
(the Ruling Parties)

Initial Statement on Amendment to the Law of Special
Measures for Former Fishermen/women in the Northern
Territories

<SI Asia-Pacific Committee in Tokyo>

Speech by TANABE Makoto, Chair of the SI Asia-Pacific
Committee

<POLICY FOCUS>

Taxation on Emission of Carbon Dioxide to Prevent Global
Green House Effect

(NAGATA Takeshi)

政策資料 9月号

Published by Policy-Making Board
Social Democratic Party

First Members Office Bldg., the House of Representatives
2-1, Nagata-cho, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan
Phone(03)3581-5111 Ext. 3880-4 Fax(03)3502-5857

編集人 政策資料編集委員会
発行人 社会民主党政策審議会
代表 浜谷 勤
〒100 東京都千代田区永田町2-2-1
衆議院第一議員会館
電話 03(3581) 5111 内線3880~4
FAX 03(3502) 5857

定価450円 (送料76円)